

# 令和5年4回定例会会議録（第6号）

令和5年12月15日

## ○出席議員（25名）

1番	塩手悠太君	2番	石田強君
3番	中村悟君	4番	森裕二君
5番	小野和美君	6番	重松康宏君
7番	小野佳子君	8番	日名子敦子君
9番	美馬恭子君	10番	阿部真一君
11番	安部一郎君	12番	小野正明君
13番	森大輔君	14番	三重忠昭君
15番	森山義治君	16番	穴井宏二君
17番	加藤信康君	18番	吉富英三郎君
19番	松川章三君	20番	市原隆生君
21番	黒木愛一郎君	22番	松川峰生君
23番	野口哲男君	24番	山本一成君
25番	泉武弘君		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿部万寿夫君
副市長	岩田弘君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	日置伸夫君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	こども部長	宇都宮尚代君
いきいき健幸部長	大野高之君	建設部長	山内佳久君
市長公室長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
消防長	浜崎仁孝君	教育部長	古本昭彦君
上下水道局長	松屋益治郎君	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知君
生活環境課長	堀英樹君	高齢者福祉課長	入田純子君

障害福祉課長	大久保 智 君	障害福祉課長	大久保 智 君
こども部次長 兼子育て支援課長	中西 郁 夫 君	こども家庭課長	内 田 千 乃 君
健康推進課長	和 田 健 二 君	スポーツ推進課長	豊 田 正 順 君
建設部次長	渡 邊 克 己 君	都市整備課長	山 田 栄 治 君
公園緑地課長	橋 本 和 久 君	消防本部 防 防 課 長	後 藤 英 明 君
学校教育課参事	宮 川 久 寿 君	学校教育課参事	時 松 哲 也 君

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	岩 男 涼 子	係 長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	佐 藤 雅 俊
主 事	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第6号）

令和5年12月15日（金曜日）午前10時開議  
第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

- 議長（加藤信康君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。  
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程6号により行います。  
日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。  
通告の順序により、発言を許可いたします。
- 14番（三重忠昭君） 一般質問4日目、市長をはじめ執行部の皆様、本当大変お疲れさまです。どうぞよろしくお願ひします。それではもう早速質問に入らせていただきます。  
まず、別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）についての質問をさせていただきます。  
このビジョンの主な内容については、これまでも3人の議員が質問されてきましたけれども、現在14園ある公立幼稚園を7園とする、そして民間の認定こども園の整備を促進する、さらには幼稚園、保育、小学校の連携を強化するというのが計画の主な内容ですが、このビジョンの素案の説明会、それからアンケートやパブリックコメントで、保護者や地域の方々から様々な意見が出されました。その中で出された不安であったり要望など、その解消と、具体的な対応策を示すために、今回ビジョンの中心となっております公立幼稚園の閉園を、計画を1年延長させたわけでありす。私はその判断はよかつたかなというふうに思つてるんですが、そこでまず、再度確認も含めてどのような意見、それから要望が出されたのかを答弁お願ひします。
- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。  
中学校区ごとに8回行いました説明会とパブリックコメントにおいて、計画期間や閉園までのスケジュールが短いということ、幼保小連携体制の確立について、また継続する市立幼稚園の施設状況と通園時の安全確保について、市立幼稚園の3年保育の全園実施について、市立幼稚園の預かり保育の早朝対応の実施について、市立幼稚園の適切な人員配置について、また5歳児の受皿の確保についての不安や御意見、御要望等がございました。  
その不安解消の対応を行うために、実施期間を1年間延長するという判断をいたしました。
- 14番（三重忠昭君） それでは、その意見や要望を踏まえて、まずは私立の幼稚園、それから保育施設への働きかけ、今後どのような政策を打つていこうとしてるのか、そこを答弁お願ひします。
- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。  
ビジョン素案公表後、認定こども園移行に向けて具体的な取組を始めている複数の保育園や幼稚園がございす。認定こども園として随時移行をお願ひし、市としましても既存の施設での対応可能な場合は、備品等の購入のための補助など、別府市独自の支援を行うことを検討してございす。施設改修の場合につきましては、国の補助金の活用をいたします。施設の状況により、認定こども園に移行せず、保育園が現状のままで5歳児の受入れを拡大する場合についても、5歳児受入体制の整備に対し、別府市独自の支援を行い、5歳児の受入れを促進してまいりす。  
また、認定こども園のよさとして、保育と教育を一体的に提供できること、保護者の就労にかかわらず就園できることを広く知つていただくために、周知を強化してまいりす。
- 14番（三重忠昭君） 今の答弁の中にありましたが、国の補助金、それから別府市独自の支援についてもう少し具体的に説明をお願ひします。
- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。  
まず、国の補助金でございすが、施設の改修などの工事費に充てるための就学前教育・保育施設整備交付金というものでございす。負担割合は国2分の1、市4分の1、事業主4分の1となっております。  
別府市独自の支援といたしましては、主に保育用品の購入費、申請業務の委託料、パン

フレットなどの印刷代、また認定こども園になった場合の看板の設置代などを考えております

○14番（三重忠昭君） 分かりました、ありがとうございます。

それでは、認定こども園への移行を示している民間施設の状況、それから公立幼稚園が閉園予定となっている地域の現状はどうなっているのかを聞かせてください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

認定こども園の移行につきましては、現在私立の施設にその意思の確認をしているところでございます。

また、公立幼稚園周辺地域の状況でございますが、中学校区ごとに5歳児受入れ予定人数を掲載できるように、また私立幼稚園、認定こども園、認可保育所に対し、令和6年度以降における各年度の5歳児受入れ可能予定人数、こちらを再確認し、取りまとめているところでございます

○14番（三重忠昭君） 今、そういう確認作業等もしているということですけども、もし、閉園になる公立幼稚園の地区で、5歳児の受皿確保ができなかった場合はどのようにするのか、聞かせていただけますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

そのような状況はあってはならないことだと考えており、希望の園に通うことができるよう、幅広く検討しているところでございます。

○14番（三重忠昭君） 分かりました。これから1年間延期になったわけで、その部分もしっかりと対応していただきたい、そのように思います。

それでは次の質問ですけども、今回のビジョンの中心になる、公立幼稚園についての質問をしたいと思います。

まず、今回14園から7園という方針が打ち出されてますけども、そもそもの部分、そもそもなぜこの7園に閉園することにしたのか、そのところを聞かせてもらえますか。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

本ビジョンは、令和2年から3年に開催された別府市就学前の子どもに関する教育等協議会で報告された内容を実現し、就学前教育・保育の質と量の確保につなげるための計画です。ビジョン素案においては、報告書で示された子どもの育ちの保障につながる園児集団は、1学級当たり20人から30人であり、また、1園には複数学級であることが望ましいとの方向性の下、一定の集団で育つ力を重視し、子どもの発達を保障するための園児集団を形成するため、中学校区を地域性を有する単位とみなし、中学校区単位での市立幼稚園の配置を検討いたしました。

○14番（三重忠昭君） 私もこのビジョン策定というかこのビジョンを出す前段のこの協議会の議論は全て傍聴に行かせていただきまして、その議論を見させていただきました。子どもたちの一定の集団を確保するのが難しい、それによって子どもたちの発達・教育に支障が出るといったデメリットの議論はされていましたが、例えば、集団になることで、特別な支援を必要とする子どもたち、今こういった子どもたちが増えてますけども、その子どもたちへの合理的配慮が厳しくなるがそれはどうするのかといったところ、それから、デメリットとは逆にメリットの部分ですね、いわゆる少人数によるきめ細やかな対応が可能になるなど、そのメリットを伸ばす方策であったり、この後、公立幼稚園の役割の質問のところでも触れますけども、公立幼稚園は地域の民間施設とのコーディネートの中核的な役割を担うということも言われている中で、例えば、全ての公立を残したまま地域の民間施設との連携交流によって、そこで集団の学びを確保しながら、そして役割である民間施設の調整も果たせるのではないかと、それ以前に、公立幼稚園の最大のメリットでもあると言ってもいいと思うんですけども、併設される小学校、そこにはたくさんの生徒がい

るわけですから、そういったメリットを伸ばす議論、それから方法を模索する動きが教育委員会、それから子ども部の中でどのような議論がされたかちょっと私には分かりませんが、そういった議論がやっぱりもっと見える形でされてもよかったのではないかなというふうに思ってるのが感想です。

いずれにしても、今後このビジョンを策定して進めていく上で、公立幼稚園が7園になったとしても、引き続きいろんな視点から、子どもたちにとってよりよい教育環境にしていっていただきたい、そのように思ってますし、そこを含めてまたこの後の質問をしていきたいと思えます。

そこで次の質問ですけども、このビジョンでは、先ほどもちょっと触れましたけども、公立幼稚園の役割を明らかにしています。確認も含めて、公立幼稚園に示された役割をお聞かせください。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

ビジョン素案に示しているように、幼稚園教育要領に基づいた幼稚園教育の実践、特別な支援や配慮が必要な子どもやその保護者への支援、幼保小連携においての中核的・コーディネーター的役割の3つの役割を果たし、本市の就学前教育・保育の充実につなげてまいります。

○14番（三重忠昭君） 今回、保護者や地域の方々から様々な意見を踏まえて、公立幼稚園の閉園計画を1年延期したわけでありまして、その中で民間の幼稚園、それから保育施設のソフト面であったりハード面の整備をやっていく。それと同時に、公立幼稚園においても、この課せられた役割を果たすためには、やはりしっかりとソフト面・ハード面を1年間かけて、もちろん1年だけじゃないです、ビジョンが策定された後も同様ですけども、その部分をしっかりと充実をさせていく、整備をしていくというのが問われているんだろうというふうに思います。先ほどの3つの役割も含めて、どのように取り組んでいくのかを聞かせてください。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

まず、幼稚園教育要領に基づいた幼稚園教育の実践につきましては、これまでも行ってまいりました生きる力の基礎を培うため、適切な環境を整え、子ども一人一人に応じた教育や、園内外での研修を通じて、教員の保育力向上の取組を今後も実践してまいります。

次に、特別な支援や配慮が必要な子どもやその保護者への支援につきましては、特別な支援が必要な園児が年々増加していることなどにより、教職員の負担が大きくなっていることは認識しておりますので、入園が見込まれる特別な支援が必要な園児数等を鑑みながら、支障のない配置に努めてまいります。

最後に、幼保小連携において、中核的・コーディネーター的役割につきましては、全ての子どもが格差なく、幼児期の教育から小学校教育へと接続できるよう、各中学校区において日常的な連携を図ることができるよう、就学前教育・保育施設と小学校等をつなぐ役割を担います。

○14番（三重忠昭君） ビジョンの素案が公表されて、そしてまた策定に向けて1年の延期ということで、とにかく重ねてになりますけども、この間しっかりとソフト・ハード面についても環境整備を整えていっていただきたいと思えます。

私も、これが公表されてから考えてみると、公立幼稚園が14園から7園となれば、民間施設や小学校との連携においても、公立幼稚園との連携においても、やはり地域が広がってくるわけですね。その中で、コーディネートの役割を果たすためには、やはり公立幼稚園、今いる正規職員の業務、それから責務というのがこれまで以上に増え、そして大きくなるというふうに考えてます。

また、今回のビジョンにも示されている公立幼稚園での2年保育の導入についても、現

在いる教職員も研修をしてるとはいえ、やはりこれまで単年度保育であったわけであり、例えば複数年保育を導入するに当たって、実際もう今実績のある職員を経験枠として正規採用するという事も検討してみる必要があるのではないかなというふうに思っています。

それと併せて、やはり公立という性質の中で、複数年と単年度保育の違いがあるというのは、私はやっぱりそれはちょっといかがなものかなというふうに思ってるんです。やはり、やるのであればもう全園で複数年保育の導入をやっていく必要があるというふうに思っています。それがやはり、子どもたちにとってもよりよい教育の充実につながるというふうに思っています。

さらに複数年保育の導入、それから7園に集約することによって学級数が増えるわけですが、そうなると対象となる園児数も増える中で、公立幼稚園の中にも、隣に小学校があるとはいえ、やはり自前で養護教諭であったり、用務員さんの配置も考える必要があるのかなというふうに思っています。また、預かり保育のこれから拡大、それから保護者から要望が出ている早朝保育についても、その対応策を考えていかなければいけないのではないかなというふうに思っています。

そういったように、ざっと私が考えて申し上げただけでもいろんな課題が見えてくるわけですね。そしてその課題への対策も含め、今後さらに公立幼稚園の教育や保育の質を上げて、子どもたちの安心・安全を最優先に考えて、そして責任を持って対応していくにはやはり、私もこれまでずっと言い続けましたけども、正規採用の教職員を増やしていく必要があるのではないかなというふうに考えています。

前回ですかね、このビジョンで公立幼稚園を7園に集約するから、1園に職員も集約するから大丈夫だということではなく、やはり長年公立幼稚園で培われてきた教育のノウハウを継承していくという点でも重要になってくると考えてます。今年度は来年度の採用に向けて、1名の正規職員の採用というのが出ており、それはもう本当にありがたく思っておりますけども、だけど実際今年度末には、正規の職員がもう4名退職をされるわけです。やっぱりそういったことを考えると、それだけじゃなくてももちろん財政的な問題であったり、市全体の職員計画等を考えると、なかなか課題もあるのかなというふうに思いますけども、やはりせめて、やっぱり退職者が出たときにはその補充をしていただきたいなというふうに思っております。

そういった視点も含めて、公立幼稚園を今後どのように充実させていこうと考えているのか。併せて、この保護者をはじめ市民にとって本当によかったと思えるビジョンの策定に向けた、教育長、それから市長の考えを聞かせていただけたらと思います。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

公立幼稚園につきましては、もう長年にわたり研究を中心として大きな幼児教育の役割を果たしてきたと、それについては十分認識をしておりますが、時代の流れによりまして、園児数の減少、あるいは保育料の無償化、こういうものが非常に影響して、幼児教育の在り方が問い直されてるところでございます。

このような状況を踏まえまして、9月に策定しました別府市の就学前教育・保育ビジョンの素案につきましては保護者、あるいは市民の皆様からもいろんな御意見をいただいておりますので、しっかりと一つ一つ丁寧に向き合い、そしてまた子どもたちにとりまして、安全・安心なこれからの保育ビジョンの策定に向けて、真剣に取り組んでまいりたいと考えているところでございます

○市長（長野恭紘君） 私からもちょっと発言をさせていただきたいと思えます。

今回の保育ビジョンに関しては、非常に多くの市民の皆さん、特に当事者の保護者の皆さん方は大変不安に思っておられるということに関しては、どういうことがあったとしても、私どもとしては、それは本当に申し訳ない思いでありますので、今後についてはしっ

かりと皆さん方、今までもそうですけれども、今後も皆さん方の意見を拝聴していくということはお約束を申し上げたいというふうに思います。

子どもの数が減ってきて、今教育長から答弁があったように、昔どおり、この現状の各校一園を維持したいと、気持ちは私もそうです、給食もそうですよね、それをしたいという思いはあるんですけれども、気合だけではこれはもうどうしようもありませんし、今後の将来の数を見ても、これはほかの民間の園が非常に充実してきたというような事実もあると思いますので、これは私たちのリソースだけではなくて、民間の皆さん方にも協力をいただく中で、全体的な最適化を図るという意味においては、これは時の流れとともに、いたし方ないことかなというふうに思っているということで、非常に今回私も思ったのは、皆さん方はそのことは恐らく理解をさせていただいているんだろうなというふうに、議員の皆さん方も、請願今回出されておりますが、請願者の皆さん方も反対するものではないというところの意味合いというのはこういうところが、私がさっき説明したようなところが恐らくあるんだろうというふうに思っています。

ただ、問題は、例えば今議会でも議員さんからも言われましたが、唐突に出てきたんじゃないかと。発表の仕方とか、具体的な個別の事案に対して、一体そのことだったらどういうふうに、その不安を払拭してくれるんだという、そういうことが、なかなか今の時点では言えなかったからということが、一つの問題提起をされたんだというふうに私どもは思っております。

ただ、唐突に出てきたというふうに言われましても、これ令和2年から議論をしてきて、議員も傍聴、会議の様子を傍聴してきたというふうな発言もありましたが、我々は隠して何もやってきたわけではないので、それは議員の皆さん方のアンテナの強弱はあるんだろうというふうに思いますが、これは令和2年から議論をしてきて、皆さん方からの提言をいただいた上で我々としての素案をつくってきたと。これも先ほど、過去の議会でも申し上げてきましたが、我々は役所ですから、現状の課題、数とか未来の数、未来の別府市の姿を想像して、全く何もない状況でフラットに考えたときにはこういう状況になりますと、そういうビジョンをお示しをすると、そのビジョンの素案ですね。ですから素案の状態というのは、皆さん方から十分これから、こういうたたき台の中で皆さん方に御意見をいただきますと、そういう皆さん方に素案を、ビジョンではなくてビジョンの素案を発表させていただいて、計8回、皆さん方の御意見を伺った上でしっかりとそれを素案として取り入れていくと。今度はそれをまた、さきの議会でも、今議会の他の議員さんの発言の中でも私どもも発表しましたけれども、またそれに対して1回、皆さん方の御意見をよく拝聴できるような、そういう機会をつくるということを申し上げたということでございます。

そして、これからまず2段階、今前の段階なので、しっかりと意見を拝聴して、それからビジョンをつくって、ビジョンをつくったからといってそれからもう全く意見を受け付けませんということではなくて、そこからも、皆さん方が御不安に思っておられる点についてはしっかりと意見を伺った上で、最終的には議会に提案をすると、そういうことになるんだろうなというふうに思っております。

職員の配置等についても御指摘ありました。今まで将来の姿が見えないので、どうしても正規の職員さんの適切な配置というのが恐らくできてなかったんだろうというふうに、私も採用する側としては教育委員会と協議しながら重ねてきたので、今後は未来が見える、しっかりそれが明確になるわけでありますから、今後の適正配置、それから公立の担うべき役割ということについても、これはもう明確にしていくべきだろうというふうに思っていますから、そういうことは市民の皆さん方、その前に議員の皆さん方に分かりやすく丁寧に説明をしていくということで、これからも取り組んでいきたいというふうに思います。

長くなつてすみません。

○ 14 番（三重忠昭君） いえ、教育長、それから市長も本当丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

本当、このビジョンについては、私個人の思いを言えばやはり、このビジョンの議論の以前から、別府の長い歴史のある一校一園制の公立幼稚園を核とした別府市の就学前教育の充実というのを、私はもう議員になった 12 年前から、ずっと当初から訴えてきた一人としては、一校一園制を廃止して公立幼稚園を 7 園にする、縮小するというのは残念であります。

ただ、この方針に至る背景や経緯もいたし方ないのかなという、そして理解しなければならぬのかなというふうにも感じてますし、私も関係者と本当に、もう本当に以前から、これからのその公立幼稚園の在り方については、もう本当に議論を重ねてきました。今後、公立幼稚園が 7 園に縮小となっても、これまで以上の公立幼稚園となるよう、現時点では本当に少ない正規教員、それから臨時の方々を支えられて、子どもたちのために懸命に頑張っている姿があります。またこれからも、また現場の教職員、しっかりと頑張っていかなければならないというふうに考えてますし、またそれを、行政がしっかりと後押しをしていっていただきたいなというふうに思ってます。

中村議員から、教育は人だというような言葉もありました。私はまさしくそのとおりで思ってます。ただ人をやっばり育てていく、人を育てていく人を育てるのは、またこれは行政の役割かなというふうに思ってます。人材育成含めて、教育の継承を含めて、これは本当に大事なことかなというふうに思ってますので、どうぞ今後も引き続きよろしくお願ひしたいと同時に、私も一緒に議論に参加しながら、いろいろ知恵を出し合いながら取り組んでいきたいなというふうに思っています。そのことを伝えて、教育行政のところの質問を終わりたいと思います。

それでは、次の障がい者への合理的配慮についての質問項目に入らせていただきます。

障害者差別解消法における取組についてでありますけれども、2016 年に障害者差別解消法が施行され、行政機関や民間事業者に、障がいを理由にした不当な差別を禁止しました。そして障がいがある方が助けを求めた場合、過重な負担にならない範囲で、例えば電子端末を使った意思疎通であったり、車椅子の補助など、合理的配慮が国や地方自治体には義務化されましたが、この法律が改正によって来年 4 月から企業にも義務づけられるというふうになりました。別府市も 2014 年、平成 26 年より、障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例、いわゆるともに生きる条例をスタートさせたわけでもありますけれども、現在の障害者差別解消法にのっとった現在の取組状況を聞かせてください。

○ 障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律並びに別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例の規定に基づきまして、障がいのある方に対する差別解消や、合理的配慮の必要性を理解していただくための研修、啓発活動、また新しい公的施設等を造る際に、障がい当事者から意見を聞くための機会を確保する等あらゆる方策により、共生社会実現に向けた取組を実施しているところでございます。

○ 14 番（三重忠昭君） 研修、啓発と併せて、新しい施設などを造る際にも障がい当事者から意見を聞くための機会を設けているということで、これは非常に大切でありよいことであるというふうに思ってます。

先般、別府市も北石垣公園の改修工事では、市内で初めて障がいのある子もいない子も一緒になって遊べるインクルーシブ遊具を導入するというので、これは非常によい視点だなというふうに、すばらしいことだなというふうに感じております。そういったように、障がい者の方々も利用しやすい施設づくりなど、今後は、民間施設の中でも公益性の高いものに関しては、障がい当事者の意見が反映できる体制も必要であるというふうに考えて



ます。それが現状どのようになっているのか、また障がいを理由とした差別などの相談、そして不当な差別であったり合理的な配慮がなされていないといった相談内容や件数、その体制がどうなっているのかを併せて御答弁をお願いします。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

建築物等の規模要件等もございますけども、大分県福祉のまちづくり条例の中では、多数の人が利用する施設には、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準が定められており、バリアフリー法により定める建築物移動等円滑化基準に適合する義務も、設置者には課されております。

市における相談体制でございますが、平成26年にとともに生きる条例施行後、当課において、社会福祉士等の資格を持つ専門の相談員2名を配置しております。障がいのある方からの差別や虐待に関する相談を随時承っております。

差別に関する相談件数でございますが、令和2年度が2件、令和3年度が2件、令和4年度は1件であります。

○14番（三重忠昭君） ありがとうございます。分かりました。この法改正によって、差別等相談件数が今後増えていく可能性もあるのではないかなというふうに思っています。相談体制に支障のないように、これからも努めていただきたいというふうに思います。

次に、障がい当事者の方々に向けた差別に対するアンケート調査等を実施していれば、その内容・結果などをお聞かせください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

3年ごとに、障がい福祉計画や障がい児の福祉計画を策定しておりますが、その折に障がい当事者の意見を取り入れるため、アンケート調査を実施しております。

現計画策定時のアンケート調査において、差別や嫌な思いをしたことがある方の割合が25.2%でありました。その方々に、どのような場所で同様な思いをされたのかとする設問では、外出先や学校、職場などで比較的高い結果となっております。

○14番（三重忠昭君） 国においても2022年に行った障がい者に対する世論調査において、障がいを理由とする差別や偏見があると思うとの回答が9割近くに及んだということもお聞きしました。差別解消法が2016年にスタートしてから、今なおもって障がい者に厳しい現状があるということではないかなと思います。以前私も、別府の市議会的一般質問において、大分県の駅の無人化に対して、障がいがある方々がJR九州に対して、合理的配慮に反しているということで裁判を起こしたことに触れました。第一義的に責任は企業側にあるとはいえ、やはり別府市民が困っている以上、別府市も無視はできないのではないかなということ、そのとき指摘させていただきましたが、既に別府市としても対応をしてくれていたということでありました。

これから、事業者側にも障がい者への合理的配慮が義務化されますが、また義務化といっても実際は障がい者、それから事業者など当事者同士の建設的な話し合い、相互理解を重ねながら解決を促していくというものでありますので、今後も障害当事者の方々をしっかりと聞きながら、それから解消解決に向けた相談体制も含めて、今後さらに充実に努めていただきたいというふうに思っています。

それでは次の質問に移りますけども、障害者差別解消法の改正により、4月1日から民間の企業など事業所も、合理的配慮の提供が法的に義務化されることとなったわけですが、事業所の規模、範囲があるのか、また制度が変わることに対する周知や働きかけがどうなっているのかを御答弁をお願いします。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

事業者は、個人事業主やボランティア団体なども含みますあらゆる範囲が対象となっております。

周知ですが、担当課を通じまして、別府商工会議所や別府観光協会等への依頼をしております。差別解消や合理的配慮の理解についての研修を民間事業者等に行う際にも、制度が変わることを周知しております。

○14番（三重忠昭君） 周知の徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、周知をした後、ここからが大事になってくるわけですが、環境整備をやはり後押しをしていくためには、行政からのいわゆる支援、これも必要になってくるのかなと、重要になってくるのかなというふうに私は考えていますが、市の見解を聞かせてください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

既存の集合住宅へのバリアフリー改修工事につきましては、住宅セーフティネット法に定めます住宅確保要配慮者専用の住宅として登録されるものが対象となりますけれども、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業といたしまして、大分県居住支援協議会等が必要と認める改修工事に要する費用に対しまして、補助限度額内で対象となる場合がございます。

事業者向けの具体的な対応指針に関しましては、内閣府のホームページに、相談窓口一覧とともに公開されております。市におきましても、別府市障害者差別解消ガイドラインを公式ホームページ上で公開しております。

○14番（三重忠昭君） 今後、民間事業者への環境整備を促していく必要は本当にあると思いますので、そのためにやっぱり利用しやすい支援策、そして制度があれば事業所側の取組も進んでいく、それがひいては別府市全体がよくなっていくというふうに私も考えていますので、制度設計も含めて考えていただきたいと思います、そのように思っています。

とにかく共生社会の実現には、不利益や弱い立場の方々の声を上げやすい環境をはじめ、障がいそのものが当事者のほうにあるのではなくて、やはり社会の側にあるということをしかりと捉えて取り組んでいくことが大切だというふうに考えております。

最後に全体を通して、この障がいのある方々の合理的配慮に対する市の考えを聞かせてください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

障がいのあるなしにかかわらず、安心して安全に暮らせる社会に向けて、今回法の改正がありまして合理的配慮の提供が義務化されるわけですが、これを機会に民間事業者の御理解と御協力もいただきながら、共生社会実現の取組を引き続き進めてまいりたいと思います。

○14番（三重忠昭君） ぜひ、よろしくお願ひをいたします。

それでは、最後の項目の質問に入らせていただきます。別府市子育て世帯訪問家事・育児支援事業について質問をさせていただきます。

まずはこの事業を始めた経緯、それからこの事業は国の特例事業を活用しているというふうにも聞いておりますけれども、その内容を教えてください。

○こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

家事・育児支援につきましては、子ども家庭支援を行う上で必要性を感じ、まず、令和4年度に養育支援訪問事業、家事・育児援助を導入いたしました。この事業は、支援が特に必要である家庭を対象としており、乳児家庭等に対する短期集中支援型と、不適切な養育状態にある家庭等に対する地域支援型を基本としています。利用者負担はなく、最大年間15回の利用ができる事業となっております。利用状況は、令和4年度8世帯、令和5年度は11月末現在で8世帯が利用しています。

令和5年6月に利用開始しました子育て訪問家事・育児支援につきましては、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭において、その負担を軽減し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐこ

とを目的に、国の子育て世帯訪問支援臨時特例事業を活用し、導入しました。令和5年度は7事業所に委託して実施しております。所得に応じた利用者負担があり、3か月ごとに支援方針を見直ししながら、週1回、最大9か月利用できる事業となっております。

○14番（三重忠昭君） ありがとうございます。分かりました。

臨時特例事業ということであれば、ちょっと気になるのが、この事業には期限があるのか、もしあった場合その後事業がどうなるのか、継続して取り組んでいく考えなのか聞かせていただけますか。

○こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

令和6年4月に改正児童福祉法が施行されることに伴い、国による事業の見直しが行われています。令和6年度からは、これまでの養育支援訪問事業による家事・育児援助と、子育て世帯訪問支援臨時特例事業が統合され、子育て世帯訪問支援事業として実施される予定となっております。形態は変わりますが、市においても、国の事業変更に合わせた内容での実施を予定しております。

○14番（三重忠昭君） 形態が変わるけども事業を継続していくということで、本当にそれは安心のできることだと思います。

それでは実際に、この家事・育児援助を行う方々、先ほどの答弁の中で7事業、7つの事業者に委託をされているということでありましたが、この事業者はどういったところなのか、またその選定について教えていただけますか。

○こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

市内に開設している訪問介護事業者、居宅介護事業者、実施意向のあった社会福祉法人栄光園の全56事業者に対して、令和4年度から実施している養育支援訪問事業、家事・育児援助の事業概要説明会の開催案内の際に、本事業の実施予定を伝え、受託意向を確認いたしました。事業実施予定時から受託意向があり、養育支援訪問事業、家事・育児援助を委託している7事業者に対し、本事業の説明会を実施したところ、7事業者とも受託意向がございましたので、令和5年度につきましては7事業者に委託しております。

○14番（三重忠昭君） 訪問介護事業であったり居宅介護事業者、それから社会福祉法人の方々、7つの事業者の方々が受けていただき、支援をしていただいているということで、本当にありがたいことであるなというふうに思ってます。

それでは、この家事訪問事業の利用状況、今どうなっているのかお聞かせください。

○こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

利用者負担のある子育て世帯訪問、家事・育児支援事業は、令和5年6月に開始してから問合せが数件ありました。希望する支援内容と事業の内容が合致せず、ほかのサービスにおつなぎし、本事業の利用に至らなかったもの、また、御家庭の状況から、養育支援訪問事業による家事・育児援助のほうが適切と判断されたものもあり、11月末現在で1件となっております。

○14番（三重忠昭君） 6月からスタート、取組を始めてまだ半年ということ、それから事業内容が合わなかったという関係で現時点では1名の利用ということで、まだ広がりが出てない状況。実際、支援をする人が広がらないほうが一番いい環境なのかなというふうには思ってます。

以前から始めていた養育支援訪問事業では、今現在8世帯の方々が利用されているということで、本当に厳しい現状がある。やはりそういった困りや支援を必要としている家庭に、スピーディーに支援の手が行き届くようにしなければならないというふうに思ってますが、そういった方々にこの取組の利用方法、それから周知についてどうなっているのか聞かせてください。

○こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

公式ホームページやチラシ、実施事業者による周知広報のほか、新聞でも取り上げていただいております。また、こども家庭センターをはじめ、関係機関や団体から、サービスの利用が有効と思われる御家庭や、家事・育児負担等の御相談があった御家庭への案内を行っております。

利用方法につきましては、まずこども家庭センターに御連絡いただき、面談による事業内容の説明と、利用の意向確認を行います。その後、市と事業者が訪問し、御家庭の状況を確認し、利用申請書を提出していただきます。利用決定後、市、事業者、利用者とで相談して、支援内容や支援計画を決定し、その計画等に基づいた支援を行い、3か月ごとに内容等の見直しを行うという流れになっております。

- 14番（三重忠昭君） 本当に困りや支援を必要とする家庭を支えていくということで、大切で素晴らしい取組でありますから、ぜひその周知については分かりやすい、そして利用しやすいものとなるよう、今後も努めていっていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは次の質問ですが、こういった子育て環境を支援する制度として、現在ファミリー・サポート事業であったり、ホームスタートといった、もう様々なアウトリーチ支援が行われています。いわゆる訪問支援ですね、それがもう行われていますが、これら既存の事業と、今回のこの別府市子育て世帯訪問家事・育児支援事業の違いがどうなっているのか、そのすみ分けがどうなっているのかを聞かせてもらえますか。

- こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

対象者、目的、サービス内容に違いがございます。ファミリー・サポート・センター事業は、まかせて会員とおねがい会員からなる会員組織で、おおむね生後3か月から小学生の子どもの短時間の預かりや保育所のお迎えなど、子育ての手助けをします。

ホームスタートは、研修を受けたボランティアが週に1回、2時間の訪問を4回程度行い、不安や悩みを受け止め、一緒に家事や育児を行ったりします。

対して、子育て世帯訪問家事・育児支援事業は、申請して利用する行政サービスとなっております。対象は、支援の必要な御家庭で食事の準備や掃除などの家事支援や、おむつ交換や一時的な子どもの保育などの育児支援を行います。家事・育児への不安や負担を軽減し、状況の改善が図れるよう支援を行いながら、既存のほかのサービスにつなげるよう努めております。

- 14番（三重忠昭君） 分かりました。この子育て世帯訪問家事・育児支援事業の利用については週1回、最大9か月という利用制限がありますから、この利用が終われば次にまた別のサービスの利用につないでいくということで、これはよいことだなというふうに本当に思っております。重ねてになりますけれども、利用者のニーズに合わせた制度設計などを含めて、有効な支援策、また今後も模索していただきたい、努めていただきたいと思っております。

ただ、そうはいふものの、実際には困っている方々、個々の家庭を対象にした支援で、家庭の中に入っていくという非常にデリケートというか、家の人や子どもの同意をなかなか得にくい難しさもあるのではないかなというふうに思っています。担当職員の方々も大変な御苦労されているんじゃないかなというふうに思っていますが、それでもやはり困っている方々をしっかりと支えていくために、今後も行政側からでき得る限り積極的に出向いていって、行動の姿勢で、スピーディーな支援の手を差し伸べていっていただきたいというふうに思っています。

コロナが落ち着いたとはいえ、その影響や物価高の影響で、本当に厳しい家庭環境にいる保護者や子どもたちがいるということ、それから昨今の児童虐待の相談件数の増加や不登校の増加などからも感じられると思っておりますが、そういった支援が必要な家庭との関係構

築を行いながら、子どもたちがよりよい環境で適切な養育を受けられるように、これからも努めていただきたいと思います。

別府市の子どもたちは別府で守るという、こどもまんなか社会ということをも別府市も打ち上げてますから、ぜひその思いで取り組んでいただきたいと思いますというふうに思いますし、私も自分のスローガンが、子どもたちの未来のためにというスローガンでありますから、子どもたちの教育も含めて、また子育て支援も含めて、また私もしっかりと頑張っていきたい、そのように思っております。

一般質問早く終わってくれとか、目いっぱいやってくれという声がありますけども、ちょっと私そこまで自分の技量がありませんから、今日4日目ということでもありますんで、12分残して終わりたいと思います。ありがとうございました。

(議長交代、副議長日名子敦子君、議長席に着く)

- 21番(黒木愛一郎君) どうもお疲れさまです。黒木愛一郎でございます。通告に従い質問をさせていただきます。よろしくお申し上げます。

長野市政になってから、教育現場が大きく変わってきたなと思っております。幼稚園、小学校、中学校の教室にエアコンの設置、学校給食共同調理場の移行、また今進めていますけれども、小学校、中学校の体育館及び地区公民館、体育館のエアコン設置など、様々な問題を解決するために取り組んでいます。全ては別府市の子どもたちのため、避難所等を利用する別府市民のためだと私は理解し、高く評価させていただきます。まだまだ多くの課題もありますが、別府市政の責務は持続可能な市政運営であり、教育現場においても、将来にわたり安定した学校運営ができる施策、取組だと考えています。

何か大きく改革しようとするとき、必ず批判は出てきます。ですが、別府市の未来を考えた場合、批判されてもやらなければならないこと、やるべきことだと判断したときは、思い切って進めるべきだと私は考えております。今こそ、そのときではないでしょうか。市長。別府市の未来のため、別府市民のため、自信を持って力強く前を、前へと進めていってください。私も全力で応援していきたいと思っております。頑張ってください。

それでは、ヘアロスについてですが、私もこの件は知らなかったのですが、大分市の知り合いのお母さんから相談を受けまして、初めて知りました。子どもさん、女の子ですが、生後8か月で髪の毛が抜け始め、1歳のときには全て抜けたと。3歳頃になって一旦は自然と生えそろうたんですが、小学校2年生になって再び脱毛したと。やはり子どもですので、お母さんからウィッグ、かつらをつけてもらって登校しましたと。ただ、体育の授業、夏のプール、やはりウィッグをつけてるとなかなかできない。学校生活を過ごしていくさを感じるようになったということで、このお子さんは、3年のときに学年集会で、私は髪の毛がありません。これからはケア帽子をかぶって学校で過ごします。笑わないでくださいと勇気を出して発言し、理解を得られたと。本当にすごい勇気だなど、感心しました。

今現在、中学校1年生で、ヘアロスの啓発活動を行っている。これは8月の大分合同新聞にも出ておりました。お母さんは、髪の毛がないと重い病気と思われる。ヘアロスを正しく知ってもらうことで、子どもたちが過ごしやすくなる、ヘアロスを広く知ってもらいたい。別府市でもヘアロスの子がいると思っておりますと話を聞き、少しでも力になればと思い、今回質問することにしました。調べましたら、日本ではおよそ100人に1人はヘアロスだと言われております。

そこでお聞きします。ヘアロスとはどういうものなのでしょうか、お願いいたします。

- 学校教育課参事(宮川久寿君) お答えいたします。

ヘアロスとは、ヘア、髪の毛がロス、抜けることを意味し、毛髪疾患とも呼ばれているものと認識しております。その症状は、円形脱毛症、脱毛症、先天性縮毛症や乏毛症などがあります。円形脱毛症は、髪の毛の元となる細胞が、リンパ球という免疫細胞に攻撃さ

れることにより発症するということを聞いております。また、先天性縮毛症や乏毛症のように、生まれつき毛髪が少ない場合もございます。その他の要因としましては、抗がん剤の副作用等によるもの、ウイルス性疾患の後遺症、交通事故等の外的なものがあります。

また、置かれた環境や個人の内的要因が影響し、突然発症するケースもあると伺っております。

- 21番（黒木愛一郎君） 一般的に、毛髪がなくなる原因はストレスによるものや抗がん剤の副作用などが考えられます。答弁にあったように、ヘアロスには様々な要因があり、大人だけではなく、子どもも発症する場合もあること、社会一般の人に正しく認識されていないことで、心を痛めたり、将来の選択肢を狭めてしまう子どもがいるケースなどもあると聞いております。

そこで、市内の学校にヘアロスで悩んでいる児童生徒はいないのか、また、そのような場合、学校はどのような対応をしているのか、お願いいたします。

- 学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

現在、毛髪疾患を抱えている児童生徒は、市内数校に複数名いることを把握しております。ヘアロスは、外見的に目につきやすい疾患であるため、本人、保護者が学校での教育活動の様々な場面で、心理的不安を感じていることも考えられます。

そのため、関係する学校におきましては、教職員が本人や保護者と面談を行い、本人、保護者の意向を最大限尊重しながら、該当の児童生徒が自分らしく学校生活を送れるように、個別の対応と支援を行っております。

- 21番（黒木愛一郎君） 今答弁にもあったように、この問題は大変デリケートな問題でもあり、相談したくてもしづらいことが考えられます。ヘアロスは、外見的にも目につきやすいため、お子さんや保護者の中には、ウィッグを着用したいが、高額なため購入できないケースも考えられます。県のほうでは、抗がん剤による脱毛に関しては福祉保健部が補助金を出しているようですが、別府市ではどのような対応を行っているのか、お願いいたします。

- 健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

別府市では独自の補助金等は実施しておりませんので、県の事業を御案内しております。

また、ヘアロスに関する相談があった場合は、相談機関の紹介を行い、心の悩みを1人で抱えないように支援しています。

- 21番（黒木愛一郎君） 先ほど話をしましたが、このヘアロスが社会一般の人に正しく認識されていないことで、当事者である子どもが心を痛めたり、将来の選択肢を狭めてしまうようなことがあってはならないと考えます。また、当然ながらそのことによるいじめや差別、偏見があってもならないと思います。そのためには、ヘアロスというものを広く正しく理解するための啓発が必要だと考えますが、教育委員会としての考えをお聞かせください。お願いします。

- 学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

まず、教職員がヘアロスについて正しく認識、理解することが必要だと考えております。現在、市内の5校で、ヘアロスについての研修を行っております。ヘアロスの児童生徒が潜在的に在籍している可能性を考慮した場合、今後、外部人材の活用も含めて、全ての学校において、ヘアロスに関する研修の実施と、児童生徒、保護者に対する周知啓発を推進してまいります。

また、各学校での道徳教育や人権教育の中で、児童生徒の人権に配慮した取組を行うよう推進してまいります。

- 21番（黒木愛一郎君） ありがとうございます。大分市では今年7月に学校関係者140名を集め、啓発活動があったと、これも新聞に出ておりましたけども、別府市でもぜひ取り

組んでいただきたいと思います。もしかしたら、相談もできず、悩んでいる児童生徒もいるかもしれません。

また、ヘアロスには次に質問する不登校にもつながる可能性があります。ウィッグについては、別府市では独自の補助金制度がないようではありますが、今後の状況で、ぜひ別府市独自の補助制度等、検討していただければと思います。よろしくお願いします。

それでは次、不登校に入ります。

児童生徒にとって、学校というのは学びの場でもあります。多くの経験を積むことや、多くの仲間との出会い、友をつくる大変重要な場と考えています。不登校の要因は様々あると思いますが、少しでも解決して、一人でも多くの児童生徒が学校に戻れることを心より望んでいます。

さて、本年10月、令和4年度の不登校児童生徒が全国で29万9,000人という報道がありました。大変大きな数字で、令和3年度と比較して5万人以上も増加しています。少子化が進む中、不登校児童生徒が増加していることは大変な問題であると考えます。

そこで、大分県と別府市の不登校の現状を教えてください。お願いいたします。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果から、何らかの心理的・情緒的・身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者等を除いた支援が必要な児童生徒数は、大分県内では小学校816人、中学校1,887人、合計2,703人でした。1,000人当たりの出現率は小学校が14.4人、中学校が63.4人ということになります。

一方、別府市内では、小学校65人、中学校205人の合計270人でした。1,000人当たりの出現率は、小学校が13.5人で、県の値より低く、中学校82.7人で、県の値より高い結果でした。

○21番（黒木愛一郎君） 不登校の児童生徒が、大分県でも別府市でも多くいると感じました。特に、別府市の中学校では205人という数字は、想像以上で驚いています。中学校は自我に目覚め、大人へと成長していく重要な時期ですので、悩みも多く、不登校が多いのだと私は考えますが、大分県と別府市の現状について答弁がありました。なぜ不登校は全国的にこのように増加しているのか、その理由と不登校の主な要因について、お願いいたします。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

増加の理由につきましては、文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要から、大きく2点ございます。1つ目は、学校に対する保護者の意識や考え方が変化したこと。2つ目は、児童生徒の登校意欲が湧きにくかったこととございます。

1つ目の、学校に対する保護者の意識や考え方が変化したことにつきましては、文部科学省が平成28年12月に公布しました義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律において、児童生徒の休養の必要性が示され、その趣旨が広く家庭に浸透したことによるものです。

2つ目の、児童生徒の登校意欲が湧きにくかったことにつきましては、長期化するコロナ禍で生活環境が変化し、児童生徒の生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で、交友関係を築くことが難しかったことにより、登校意欲の低下につながったということです。

別府市における主な要因は、無気力、不安、生活リズムの乱れ、いじめを除く友人関係をめぐる問題で、全国及び県の傾向と同じでございます。

○ 21 番（黒木愛一郎君） 答弁にもありましたように、様々な要因が考えられますが、私が聞いている話では、今の要因だけではなく、教職員との関係性や、教職員に対する不満もあると聞いています。児童生徒の登校意欲を湧かせるのも学校の努力であり、特に学級担任の手腕が求められると思います。多様化される現在において、年々、児童生徒や家庭に対する対応が難しくなっていますが、そのような状況に対し、別府市ではどのような対策を講じているのか。教育相談センターを中心に対策を講じていると聞いていますが、具体的にはどのような支援を行っているのか、お願いいたします。

○ 学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

別府市におきましては、学校に行きづらさを感じている児童生徒の状況を大きく 5 段階に分け、段階に応じた支援を行っております。

まず、人と関わるのが困難な場合の支援は 2 つあります。1 つ目は、保護者の相談を教育相談センターで心理相談員が受けております。2 つ目は、保護者の相談を学校でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフが受けております。

次に、人とは関われるが、外出が困難な場合の支援は 3 つございます。1 つ目は、保護者や本人の相談を教育相談センターで心理相談員が受けたり、訪問して受けたりしております。2 つ目は、児童生徒の登校や外出を促すために、学生ボランティアと心理相談員を中心とした支援チーム員が、本人の登校や散歩に同行するなどの家庭訪問型アウトリーチ支援を行っております。3 つ目は、児童生徒に生活習慣や学習意欲を持たせるため、タブレット等の ICT 機器を活用したオンラインによる支援や、校内専門スタッフによる家庭訪問等を行っております。

さらに、外出はできるが、学校の友人との関わりが困難な場合や、登校は困難だが、小集団での生活は可能という場合は、教育相談センターの教育支援室、ふれあいルームで少人数での集団生活を経験させるとともに、学習支援を行っております。

最後に、当校はできるが、教室に入ることが困難な場合は、校内に設置した登校支援室や別室にて、学習支援や生活支援を行っております。

このように、児童生徒の状況に応じて段階的に支援を行っており、いずれの場合も、児童生徒や保護者の願いや困りを聞き取り、児童生徒の社会的自立に向けて支援を行っております。

○ 21 番（黒木愛一郎君） 答弁では、5 つの段階に応じた対応を取っているとのことですが、理解しました。

ただ、私はオンライン授業や、教育支援室、ふれあいルームなどの学習支援も大切だと思いますが、教室に入ることができなくても、学校に登校できるようになることこそが重要だと強く思います。学校、家庭との連携をさらに強化して、児童生徒の心に寄り添い、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最初に申し上げたように、児童生徒にとって学校とは学びの場だけではなく、多くの経験を積み、仲間と出会い、友をつくる重要な場所です。また、自ら考え行動する、自立した人材を育てる場でもあります。不登校を解決することは難しいことは分かっていますが、教職員の力、能力も重要ではないかと思っております。そのような教職員、人材育成も今まで以上に取り組んでいただき、少しでも不登校が改善されることを心より願っていますが、教育長、いかがですか。

○ 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

子どもたちを取り巻いている環境は非常にスピードが速くて、価値観の違い、あるいは多様化・複雑化している、そういう生活の中で子どもたちは今生活している状況でございます。幼児期を経て学校に入学しまして、学年が進むにつれて、学校に行きたくても行けない子どもたちが増えている状況がございます。大変心を痛めておりますが、しっかりと



解決しなければいけないと思っているところでございます。

これまで別府市の学校教育は聞くことを中核に置いて、子どもたちを徹底して尊重して、その存在を大事にし、とにかく静かで落ち着いて磨き合い認める学校づくりを推進しておりますけれども、どうしても学校に来れない子どもたちに対しましては、GIGAスクールによりオンライン等々、誰一人取り残さない学びの保障に努めているところでございます。

どうしても学校のみではなくて、今議員さん御指摘のように、家庭、地域との連携も必要でございます。どうか、子どもたちにとっては、対話と尊重というのがとても大事なような気がします。それで今後将来を生きる子どもたちにとって、本当に自立すると、社会に出ても、本当に自分で生きていける、その自立をしっかりと育めるような学校教育、そして信頼できる先生がいて認め合える、魅力のある学校づくりに誠心誠意努めたいと考えてるところでございます。

- 21番（黒木愛一郎君） ありがとうございます。本当に今の社会、学校の教員たちの大変さ、もちろん先ほどちょっと質問の中でも、教員の能力を高めると言いましたけども、私は家庭にも問題があるのではないかなと思っております。やはり、私たちの世代から比べると、今の子どもは時代が違うんだからそんなことは通用しないよ、というようなことが今進んでおるんじゃないかなと思っております。まずは過保護になり過ぎている、そういうことも私はスポーツを通じてる中でも、強く感じております。本当に学校関係者の皆さんには大変と思いますけども、子どもたちのためにも、そこを各保護者とちゃんと理解し合いながら、一生懸命頑張っていってほしいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に入ります。

光町火災について。この光町火災についてと通告しました。光町火災といえば、それこそ13年前、私の地元、私のマンションの真ん前のところから出火し、別府一の大火となった。本当に1月13日、それも風の物すごく強い日でした。本当に私たちも何か火事があるたびに、あ、風が吹いたらこれは大変だな、すぐ感じるようになりました。やはり、特にこの時期、風が強くなり、乾燥し、火災も増えてくるときだと思っております。

それで、今年に入って火災が頻繁に起きていますが、別府市の過去3年間の火災件数の推移と、今年11月末までの件数について、説明をお願いいたします。

- 消防本部警防課長（後藤英明君） お答えします。

別府市の過去3年間の火災件数の推移を見ますと、令和2年30件、令和3年39件、令和4年43件となります。令和5年度は11月末までに38件の火災が発生しております。

- 21番（黒木愛一郎君） 過去3年間を見ると、火災が毎年増加傾向であることが分かりましたが、その火災の主な原因についてはどうでしょうか、お願いいたします。

- 消防本部警防課長（後藤英明君） お答えします。

令和5年の出火原因を見ますと、蛍光灯、コンセント、電気コード等の電気関係や、放火の疑い、天ぷら油などがあり、全国的にも電気関係を原因とする火災が多く、特にオール電化による電気機器の取扱いの不備や、携帯電話などのリチウムイオンバッテリーからの出火等が上げられます。

- 21番（黒木愛一郎君） 今の答弁で、やはり今の時代ですよ、電気関係が多いと。やはり私というか、お年寄り、高齢者の方はこの時期寒くなると、こたつとかストーブが何か出火原因が多かったのではないかなと思っておりますが、その中にもやっぱり放火というものも入っております。

先般の光町の火災と複数棟が燃える火災が発生したと記憶していますが、今年に入って別府市では何件ぐらいありますか。お願いいたします。

- 消防本部警防課長（後藤英明君） お答えします。

複数棟が燃えた火災を、国の速報基準である全焼3棟以上として考えますと、光町の火災1件のみとなります。

- 21番（黒木愛一郎君） 複数棟が燃える火事はこの光町1件ということで、少ないかなど。これは国の基準で全焼3棟以上ということで、別府市の中では光町の1件ということですね。

それでは、光町の火災の概要について説明をお願いいたします。

- 消防本部警防課長（後藤英明君） お答えします。

光町火災は、令和5年10月31日月曜日0時24分に、119番通報により消防車両14台が出動し、3時01分に鎮火しました。焼損棟数は全焼6棟、部分焼1棟、ボヤ1棟の計8棟、焼損面積は517.37平方メートルでした。罹災者については6名でしたが、幸い死傷者はいませんでした。

- 21番（黒木愛一郎君） ちょうどこの日、私も福岡で孫が生まれて、福岡に行っていて、この火災があったときに何も分からなくて、娘から連絡が入り、携帯で調べましたら、私のところの町内のすぐ上で火災が発生し、本当に何ていうか、やはり、昔の光町の火災があったので、地域の人たちはもう本当にすごく怖い思いがしたのではないかなど思っております。ただ幸いなことに、けが人もなく、死者もないということで、本当によかったなと思っております。

また、そのときの焼損棟数が8棟あったと説明はありましたが、そのうち空き家は何棟ありますか。お願いします。

- 消防本部警防課長（後藤英明君） お答えします。

空き家は5棟となります。

- 21番（黒木愛一郎君） 出火の原因はまだ分かってないんですかね。分かりました。

私も帰って次の日に、出火元のすぐ下に、第1発見者のコンビニの店員さんにお話を聞きました。空き家のほうから出火したのではないかと。放火とか、たばこの火ではないかと。いろいろと、これは原因がはっきりまだ分かっていけませんので、ただ、私たちの憶測でいけば、空き家ですので、そういう可能性があるのかなど思っております。夜中の火災であり、また13年前に本当に近くで起こった光町の大火災の記憶の中で、近隣住民は非常に怖い思いをしたと思いますが、そんな中、消防団を含む消防関係者の迅速な活動で被害を最小限に食い止めたことに、心から敬意を表したいと思います。年末年始、消防関係者の皆さんにはくれぐれも体に気をつけ、別府市民の皆様方のため、安全・安心をよろしく願いしまして、この項、終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、空き家対策についてです。

今回光町で発生した火災で、5棟の空き家が被災したとのことですが、それらの空き家に対してこれまでどのような対応を行ってききましたか。お願いいたします。

- 建設部次長（渡邊克己君） お答えいたします。

今回の火災により被災しました5棟の空き家のうち4棟につきましては、所有者、相続人に対しまして、適正な管理を行うように指導を行っていましたが、改善には至っておりませんでした。現在の状況としましては、5棟のうち3棟につきましては、所有者の相続人の方の協力をいただき、既に解体が終了しております。

また、残る2棟につきましても、引き続き所有者に対し、法律に基づきまして適切な対応を求めてまいります。

- 21番（黒木愛一郎君） 私も、今日の朝もその前を通ってくるんですけども、本当にまだまだがれきりがずっと残っていて、担当課におかれましては、本当にこれは難しい問題です。すんなりいかないのではないかなど。ただ、少しでも早く片づけを進めてもらわないと、近隣にも迷惑がかかりますし、新たな火災などの原因にもなりかねない。先ほどの

答弁における、2棟についても、少しでも早く処理できるように、粘り強く指導を行っていただきたいと思えます。

今年8月に別府市の空き家対策計画の見直しを行ったとのことですが、見直し後の空き家の総数について、それから、今回の火災のような老朽化が著しい空き家の数についても教えてください。

また、空き家に対する市民の方々からの苦情や相談、そして把握しているものがあるとしたらどのようなものがあるか、お願いいたします。

○建設部次長（渡邊克己君） お答えいたします。

昨年度実施しました市内の空き家実態調査の結果、現在把握しております空き家の総数といたしまして2,407件、そのうち利活用の難しい空き家、老朽空き家につきましては521件となっております。

それから、苦情や相談の内容といたしまして、草木の繁茂や害虫、さらには大雨や強風による屋根材、外壁材などの飛散についての対応が寄せられております。

○21番（黒木愛一郎君） 今、答弁もありましたけども、それだけの空き家があれば、その中には管理の行き届いていない管理不全の空き家が相当数あると思えます。その空き家の草木の繁茂、ハチなど、害虫の問題でも困っている市民は多いと思えます。今年の夏は猛暑で、ハチによる被害も多く確認されていますが、私も8月だったですかね、スズメバチが隣の空き家から飛んでくるということで、担当課にお願いをしました。所有者がすぐ分かったので、対処もすぐできたというふうにお答えがありまして、本当にありがとうございます。

ただ、所有者が不明であったり、相続人がたくさんいるような案件もあり、すぐに対応できなかつたり、そのまま放置される場合もあると思えます。スズメバチに刺されることになれば、命に関わる被害も考えられますし、今回のような火災の原因にもなりかねないと思っております。このような空き家に対しては、市のほうで応急的にでも何らかの対応をすべきではないかと思っておりますけども、どうですか。お願いいたします。

○建設部次長（渡邊克己君） お答えいたします。

空き家の適正な管理は、空き家所有者や管理者の責務となっております。行政として、管理不全の空き家については、定期的に適切な維持管理のお知らせ、お願いを行い、さらには管理責任についても周知しておりますが、すぐには改善されていない案件もございます。今後は、所有者が不明・不存在の場合や、緊急性がある場合に限って、必要最小限の対応ができるような施策の見直しなどを行っていきたくと考えております。

○21番（黒木愛一郎君） 答弁の中に管理不全の空き家という、やっぱりここが問題ではないかな。当然、先ほど言いましたように、やはり連絡がつかないとか、いろいろ難しい面もたくさんあると思えます。ただ、今月13日には、国においても改正空家法が施行されたと聞いています。この改正空家法は、自治体の取組を積極的に支援するものとなっております。

これを機に、より効果的な空き家対策を進める上で、空き家の条例や計画などを見直し、もっと市民に寄り添ったものにしていく必要があると思えますが、今後はどのように考えていますか。お願いいたします。

○建設部次長（渡邊克己君） お答えいたします。

改正空家法の施行に伴い、別府市空家条例、別府市空家対策計画の見直しを行いますので、御指摘の件も含めまして、市民に寄り添った施策や使い勝手のよい効果的な対策を講じてまいります。

○21番（黒木愛一郎君） この改正空家法という国の法律ができたということで、やはり自治体としても、やはりそういうところをうまく生かして、やはり市民の皆さんが迷惑になっ

てる部分はたくさんあると思いますけども、それを少しずつでも対処していただきたいと思います。

最後になりますが、空き家対策は、火災などの防災の面や治安の面などからも、まちづくりに大きく関わっているのです。今後も十分な対策をお願いいたします。

先日、NHKのテレビで取り上げていた鉄輪のシェアハウス、湯治ぐらしが注目を集めています。素晴らしい取組だと思っております。空き家対策や、素晴らしいポテンシャルを持つ別府への移住者・転入者を増やすという意味でも、空き家バンクの有効活用なども促進してほしいのですが、空き家が目立つ割には、登録件数が少ないように聞いています。

この件は、また別の機会にお尋ねしますが、いろんな問題が起こったとき、誰も対応する人がいなければ、最後は市ということになりかねないと思います。何でもかんでもとならないような基準も必要だと思うので、条例や計画の見直しを行いながら、効果的な空き家対策を進めていただくように要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○6番（重松康宏君） 公明党の重松康宏でございます。

新人議員として8か月が経過しました。先輩議員の皆さんには、会派を超えて温かく、また、時には厳しく御指導いただき、心より感謝いたします。ありがとうございます。今後ともよろしく願い申し上げます。

また、市長はじめ執行部の皆さんには、様々な市民の方からの御相談・御要望に対して真摯に耳を傾けてくださり、そして誠実に丁寧に対応していただき、大変にありがとうございます。一言お礼を申し上げます。

それでは、6月、9月に引き続き3回目の一般質問となりますが、今回も自分らしく、地味に行ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

その前に、議長に質問の順番の変更の許可をいただきたいと思っております。5番目の質問を3番目に、そして3番を4番目、4番を5番目に変更したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○副議長（日名子敦子君） 許可いたします。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。

では、まず最初の質問、がん対策についてお伺いをいたします。

日本人の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっております。実際、私の両親も2人ともがんにかかり、そして父親は60歳で亡くなりました。そのため、がんに対しては特別な思いがあります。がんは不治の病から治る病気に変化してきており、特に早期に発見でき、早期に適切な治療を行えば、9割の方が治ると言われております。そして、その早期発見のためには、がん検診を受けることが何よりも大切なことであると言われております。

そこでまず、別府市のがん検診の受診状況をお伺いいたします。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

市が実施していますががん検診の受診状況は、肺がん検診は令和2年度5,635人、令和3年度5,973人、令和4年度6,313人。胃がん検診は、令和2年度1,997人、令和3年度2,045人、令和4年度2,143人。大腸がん検診は、令和2年度4,987人、令和3年度5,055人、令和4年度5,417人。乳がん検診は、令和2年度3,988人、令和3年度4,332人、令和4年度4,503人。子宮頸がん検診は、令和2年度は5,234人、令和3年度5,157人、令和4年度4,475人となっております。子宮頸がん検診以外は新型コロナウイルスの影響で減少していた受診者数は増加傾向で推移し、コロナ流行前の令和元年度より増加しております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。子宮頸がん検診以外は増加傾向にあるとのことですが、内閣府の調査によりますと、がん検診を受けない理由の第1位は受ける時間

がない、また第2位は必要性を感じない、とありました。この調査結果から、様々な受診機会の提供や検診の重要性を認識してもらうことが大切となってまいります、受診者数向上のために別府市が行っている取組をお伺いをいたします。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

受けやすい体制づくりといたしまして、土日などの休日健診や夜間健診、特定健診とがん検診の同時実施、女性技師や女性医師が対応するレディース健診、男性のみに限定したメンズ健診、送迎つき健診、集団健診のウェブ予約などを行っています。

また、がん検診の必要性を理解していただけるように、かかりつけ医からの受診勧奨や健康経営事業所と連携して広報するなどを行っています。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。受診者数向上のために様々な取組を行っていることはよく分かりました。仕事をしている人にとっては、土日や夜間の健診は大変ありがたいと思いますし、また、女性限定のレディース健診や男性限定のメンズ健診など、工夫を凝らした健診も行っており、特にレディース健診は安心してリラックスができて、大変健診が受けやすいということで人気が高いとお伺いをいたしました。

また、その方の健康状態をよく把握しているかかりつけ医から、直接がん検診の受診勧奨を行ってもらう場合もあるということで、こういった取組が毎年受診者数の増加につながっている一因ではないかと思えます。

また、先ほどの内閣府の調査では、健診時の経済的負担ということ、未受診の理由に挙げている人も多く見られました。市が行うがん検診は安価で受診することができますが、そのことについても知られていない可能性もありますので、先ほどの受診機会提供の様々な取組と併せて、がん検診についての正しい認識や情報の発信にさらに努めていただきたいと思います。どうぞよろしくお伺いをいたします。

次に、そのがん検診の中の胃がん検診についてお伺いをいたします。

厚生労働省のがん検診のための指針によりますと、市町村の胃がん検診については、胃部X線検査、いわゆるバリウム検査、または胃内視鏡検査、いわゆる胃カメラ検査となっておりますが、現在別府市が行っているがん検査の方法はどのようになっておりますか、お伺いをいたします。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

胃部X線検査を行っております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。別府市では現在、胃部X線検査を行っているということでございますが、その胃部X線検査につきましては、検査台の上で寝転んだ体をぐるぐる回転させるのは大変とか、便秘症で検査後の便秘が辛い、また、発泡剤を飲んだ後、げっぷが我慢できずに何度も飲み直すのが苦痛などと、この胃部X線検査は苦手という人は大変多く、内視鏡検査なら受けてみたいという人もいらっしゃいます。皆さんの中にもそういった方はいらっしゃるのではないのでしょうか。私もその一人で、以前の職場の検診では、内視鏡検査に変更をして受診をしておりました。

先ほど教えていただいたがん検診の受診者数ですが、肺がん検査6,313人、大腸がん検査5,417人に対して、胃がん検診は2,143人と極端に少ない受診者数となっておりますが、この胃X線検査への苦手意識ということも、少なからずこの受診者数に影響しているのではないかと考えられますし、また、臨床現場では現在内視鏡検査が主流となっております。

そこで、ぜひ別府市でも胃部X線検査に加えて、内視鏡検査を導入していただきたいと思います。御見解をお伺いをいたします。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

別府市では、胃がん検診の受診者数が少ないため、2年に1回の胃内視鏡検査ではなく、毎年受診していただき、受診が習慣化できるよう、年1回の胃部X線検査を行っています。

また、胃内視鏡検査につきましては、健診センターや検診として実施する医療機関が整っていないことから、現在実施しておりません。今後、胃内視鏡検査の導入に関しまして、関係機関と協議するなど調査研究を行ってまいります。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。検診を実施する医療機関の医療体制の問題など、様々課題があるとは思いますが、胃部X線検査、また内視鏡検査、それぞれに長所短所があり、また、受ける人の体質などの問題もありますので、どちらかを選択できるようにすれば、受診者数の増加につながり、さらには早期発見、早期治療にもつながっていくことになると思いますので、現在検討中ということでございますが、引き続き導入への努力をお願いいたします。

○副議長（日名子敦子君） 休憩いたします。

午前 11 時 41 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（加藤信康君）再開いたします。

○6番（重松康宏君） 公明党の重松康宏でございます。午前中に引き続き、質問をさせていただきます。

高齢者の見守りについてでございます。

世界に類を見ない長寿大国で、超高齢社会を迎えている日本において、これからも高齢者の方が住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けていけるよう、今後さらなる高齢者福祉の施策の充実が求められると感じております。10月に委員会視察で、群馬県の高崎市に行かせていただきました。高崎市は、日本一高齢者に寄り添うまちをスローガンに掲げ、これまでにない新しい視点で、高齢者一人一人に寄り添った多様な施策を展開しております。別府市においても様々な取組を行っておりますが、そのうちの一つに、高齢者緊急通報システムがありますが、まずはこのシステムの対象者についてお伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

別府市が実施しております、別府市ひとり暮らし高齢者等緊急通報用電話機アダプタ設置事業の対象者は、65歳以上のひとり暮らし高齢者の方などで、1年以上市内に住所を有していること、また、収入要件等があります。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。

では続きまして、このシステムの概要についてお伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

別府市の緊急通報システムには、固定電話回線を必要とする据置き型と、携帯電話回線を利用する携帯型があります。2種類とも定期的な安否確認の機能と、緊急時の通報手段の機能があります。

据置き型は、委託先のタクシー会社警備本部より、月に1回、高齢者宅へ安否確認のための電話がかかってきます。また、高齢者からの通報は、据置き型機械のボタンを押すとタクシー会社につながり、非常時には、近隣を走行中のタクシー運転手が駆けつけ、状況に応じ119番通報をしています。

携帯型は、高齢者の方が毎日携帯型機械を振る動作をすることにより、委託先のセンターが安否の確認をします。高齢者からの通報は、携帯型機械のボタンを押すとセンターにつながり、支援を必要とする場合は、申請時に登録している2名の協力員に訪問を依頼、また、非常時は119番に通報しています。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。

では、そのシステムの設置状況の推移と通報件数についてお伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

緊急通報システムの設置台数は、据置き型は、令和元年度 659 台、令和 5 年 4 月時点の設置台数は 395 台であり、減少しております。携帯型は、令和元年度 66 台、令和 5 年度は 110 台であり、増加しております。これは固定電話の利用減少によるものと思われます。

令和 4 年度の通報件数ですが、相談件数 115 件、救急車要請等緊急通報が 45 件です。

- 6 番（重松康宏君） ありがとうございます。今の御説明の中で、据置き型では通報があった場合、高齢者宅から最も近くにいるタクシーが駆けつける、しかも 24 時間 365 日対応ということですが、タクシー不足が深刻な問題となっている現在、車両が空いていなくて、駆けつけができないということがこれまでなかったか、お伺いをいたします。

- 高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

委託先のタクシー会社より、現時点、対応が困難等の御相談は受けておりません。これまでどおり、御対応いただいている状況です。

- 6 番（重松康宏君） ありがとうございます。これまで駆けつけができないということはなかったとのことで安心はしておりますが、今後そういった事態が発生することも十分考えられますので、委託先のタクシー会社とは、日頃から緊密に連携を取りながら、不測の事態への備えをしていただきたいと思います。お伺いをいたします。

また、携帯型では 2 名の協力員の登録が必要となっておりますが、例えば、地域社会との交流が少なく、協力員として頼める人がいないとか、また頼める人はいるけれども、その人もまた高齢なので、迷惑をかけたくないなどの理由で、協力員の確保が難しく、加入の申請ができない、そういったケースも発生してくることは十分考えられますが、そのような相談は今までなかったかどうか、お伺いをいたします。

- 高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

協力員は、近くにお住まいの御家族などの方に登録していただくことがよいとは思われますが、近隣で協力員の方を 2 名探すことが困難な方もいらっしゃいます。その場合は、御友人や知人の方に、協力員として登録の依頼を御相談するようお願いしております。

- 6 番（重松康宏君） ありがとうございます。実際、私もこのシステムについて尋ねられたことがあり、その方は今すぐということではなく、将来的にもしかしたら利用するかもしれないので聞いておきたいということでしたので、説明をさせていただいたのですが、やはり協力員の確保のところを気にしておりました。

今後、協力員の確保が困難で、加入の申請ができないということがないように、利用を希望される方に寄り添った対応をお願いいたします。在宅生活の不安解消につながる、このシステムの果たしている役割は大変大きいと思いますが、このシステム自体を知らない高齢者の方も意外と多いと感じております。どのような周知をしているのか、お伺いをいたします。

- 高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

高齢者の方などから御相談を受けます各相談窓口や民生委員などの方々がスムーズに適切なサービス利用につなげていただけるよう、「市役所の福祉・保健業務」を作成し、配布及びホームページへ掲載しております。

また、高齢者に関する相談窓口や各事業について掲載しています、「別府市高齢者サービス一覧」を高齢者福祉課窓口に設置するなど、周知に努めております。

- 6 番（重松康宏君） ありがとうございます。今言いましたように、必要としている方が知らなかったということがないように、確実な支援が行き届くよう周知徹底をお願いいたします。

また、最近では、人感センサーで人の動きを感知して、異常があった場合に見守りセンターに通報が入るタイプなど、ICT を活用した見守りを従来のシステムに加え、導入する自治体が増えております。視察でお伺いした高崎市でも、人感センサーを居間や台所、

トイレなどに設置して、センサーの前を12時間以上通過しないと異常を感知し、見守りセンターに通知が届くというシステムになっているところもあります。利用者の反応を担当の方にお伺いしたところ、何かあってもすぐには駆けつけられない遠方に住んでいる子どもも安心している、また、実際に緊急時には自分で通報ができなかったのもので、この見守りセンサーに命を助けてもらった、などの声が寄せられているそうです。

別府市も平成4年から緊急通報システムを導入して30年以上が経過しており、多くの方の日常生活の支えとなっております。現システムに加え、時代の流れに対応するために、ICTを活用したシステムの導入を検討すべきと考えますが、御見解をお伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

人感知センサー等の設置により、安否確認や救急車の手配などにつながるシステムがあることは認識しております。緊急事態発生時の適切な対応及び日常的な見守り支援の増進を図り、高齢者の方々が安心して生活できるよう、新たな技術を用いた機器の状況や、他市の導入状況を注視し、事業の見直しを引き続き検討してまいります。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。高齢者の方の安心・安全な暮らしを守っていくためにも、ぜひ前向きな導入の御検討をお願いをいたしまして、この項目を終了させていただきます。

続きまして、民地の雑草等の適切な管理についてでございますが、議長、この質問の2項目でございますが、事前の説明で分かりましたので、この項目は削除させていただき、1項目だけの質問とさせていただきます。

この8か月の間、市民の方から様々な御相談、要望をいただいております。その中でも、道路の補修や側溝の補修、また空き家、空き地を含めた民地の雑草等による道路環境の悪化など、市民の方から多く御相談をいただいております。先日も、所有者が遠方に在住をしている駐車場の敷地から雑草が生い茂り、道路にはみ出し、歩きにくい、またすぐ横は車も走って大変危険でもあるので、何とかしてほしいとの御相談をお伺いいたしました。雑草や樹木の枝が公道沿いに大きくはみ出し、人や車の通行に支障を来している場合、現在、市としてどのような対応を取っているか、お伺いをいたします。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

道路沿いの樹木等につきましては、通行の支障となったり、交通事故の原因となるおそれもあることから、ホームページや市報に掲載をいたしまして、所有者の方に適切な管理をお願いしているところでございます。また、苦情や要望、それからパトロールなどで支障が出ている状況を確認した場合は、所有者等に対して口頭や文書にて、枝の剪定等をしていただくようお願いしているところでございます。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。私も本当にもう、山田課長をはじめ担当者の方にはもう毎日のようにお伺いをして、そういった御相談をして、本当にもうすぐに迅速な対応をしていただいております。市民の方からも大変感謝をされておりますので、引き続き、御苦労はあると思っておりますけれども、よろしくお祈りを申し上げます。

すぐに所有者が応じてくれる場合はよいのですが、対応に時間を要する場合、また、所有者不明の場合など、交通安全の問題上、道路に越境している部分だけの最低限の除去を行うなど、もう少し踏み込んだ対応ができないか、お伺いをいたします。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

樹木越境の要望等をいただいた場合は、必ず現地調査を行うようにしております。安全な通行に著しい支障がある場合は、現地の状況に応じまして都度対応していきたいと考えておりますが、原則といたしまして所有者の管理となりますので、まずは所有者の方に対し、適切な管理をお願いしていきたいと、こういうふうに思っております。



○6番（重松康宏君） ありがとうございます。当然、所有者の管理が原則ですが、道路は市民生活に欠かせない、毎日利用するものでありますので、市民の方の安全確保の観点からも、状況に応じて適切な対応を取っていただくとともに、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、自転車利用者の安全対策についてお伺いをいたします。

道路交通法の改正により、本年4月1日から、年齢を問わず、自転車を利用する際のヘルメット着用が努力義務となり、直後の6月議会において、松川峰生大先輩が質問をされ、ヘルメット着用の重要性を指摘されました。改正されて8か月余りが経過しましたが、改めてヘルメット着用の状況をお伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

令和5年7月に警察庁が実施いたしました調査によりますと、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用率は全国平均13.5%のところ、大分県は46.3%と、愛媛県に次いで全国第2位となっているところでございます。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。

では、小中学生のヘルメットの着用率はどのようになっているか、重ねてお伺いをいたします。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

令和5年7月に市内小中学校の全保護者を対象に、大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に関するアンケート調査を行いました。その結果、下校後や休日に自転車を利用している児童生徒のヘルメット着用率は、小学生が62.7%、中学生が50.3%でございました。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。小中学生を含めた大分県のヘルメット着用率は46.3%で全国第2位と、今担当課長から説明がありました。全国第2位というところに目を奪われがちですが、実際は46%にとどまっており、まだ半数以上の人为非着用という現状であります。

ある損害保険会社の調査では、ヘルメットを着用しない理由の第1位が、ヘルメットを着用する必要性を感じない、着用しても安全だと思わない、でありました。自転車利用中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部への損傷が致命的であり、また、ヘルメット非着用の致死率は着用時の約2.6倍高くなると、前回、松川議員が指摘されたように、ヘルメット着用の必要性・安全性が数字に端的に表れている中で、まだ約半数の人が非着用との現実を考えると、さらなる周知啓発が必要と考えますが、市としての取組をお伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

これまでもおおい事故ゼロ運動の機会を捉え、事故ゼロ運動の重点項目としまして啓発を行ってきたところではございますが、今後も引き続き市報や市公式ホームページ等を活用しながら、警察機関と連携して周知啓発してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。

同じく学校ではどのような取組を行っているか、お伺いをいたします。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

警察庁の統計によりますと、今議員がおっしゃったとおり、自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約6割が、頭部に致命傷を負っているということでございます。市教委といたしましては、別府警察署交通課交通安全協会別府支部と連携し、毎年、市内小学校3年生を対象に、自転車交通安全教室を実施しております。その中で、自転車交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが非常に重要であること。そのためにはヘルメットを着用することが有効であることを伝え、啓発を行っております。

また、年4回の交通安全運動周知の際に、全小中学生に対し、自転車安全利用五則の一つとして、ヘルメット着用を呼びかけております。

今後も、法や県条例の周知と徹底を含めた交通安全教育の推進を図り、ヘルメット着用の啓発を行うとともに、保護者に対する繰り返しの周知と啓発を行ってまいります。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。

先日も、愛知の女子中学生が自転車利用中に車にはねられ、頭を強く打ち病院に運ばれたというニュースがありました。ヘルメットはかぶっていなかったということでございます。命を守るためのヘルメット着用の啓発を、重ねてお願いをいたします。

また、先ほどの損害保険会社の調査では、ヘルメットを着用しない理由の第3位が購入費用の負担でありました。市民の方からも、市には経済的支援をお願いしたいとの声もいただいております。さらなる着用推進のためにも、ぜひ購入費補助の御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

大分県内では、臼杵市が中学1年生を対象に指定ヘルメットを通学や部活などで使う場合に、ヘルメット購入費の補助を行っているようでございますが、本市といたしましては、警察機関と連携し、他都市の導入の動向を見ながら、市内の利用状況に応じた購入費の補助につきまして研究してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。ぜひ、前向きな検討をよろしくお願いを申し上げます。

次に、自転車保険についてお伺いをいたします。

全国で自転車に関わる事故に対する高額な損害賠償の請求事例が幾つも発生しており、事故で被害に遭われた方の救済や、また、事故を起こしてしまった方の経済的負担を軽減するために、自転車保険への加入は必要不可欠だと思いますが、その加入状況はどのようになっているか、お伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

自転車保険の加入率でございますが、民間の損害保険会社の調査によりますと、令和4年度の自転車保険加入率は全国で63.5%であり、大分県は67%と、13番目に高い加入率となっているところでございます。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。

では、同じく児童生徒の自転車保険加入率はどのようになっていますか、お伺いをいたします。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

令和5年7月の調査結果から、市内小中学生の自転車利用者のうち、自転車損害賠償責任保険等の加入率は、小学生が62.7%、中学生が81.9%でございました。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。2021年6月1日に、大分県では自転車の利用に伴う交通事故の防止及び被害者の保護を図るため、自転車保険への加入が義務となりました。条例違反による罰則は今のところありませんが、自転車事故を起こして高額な賠償責任を負った場合、一番困るのは自分自身です。そういった事態を防ぐためにも、行政として様々な場面で保険加入の必要性を説明するなどして、加入促進に取り組んでいただきたいと思いますが、現在の加入促進への取組をお伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

先ほど申しました、乗車用ヘルメットの着用も含め、おおいた事故ゼロ運動の機会を捉えるとともに、市報や市公式ホームページ等を活用しながら、警察機関と連携して周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。

同じく、また児童生徒の自転車保険加入への啓発をお伺いをいたします。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

自転車交通安全教室や、年4回の交通安全運動の際に、周知と加入の促しを推進してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。自転車保険加入については、交通安全対策の重要な施策であります。安心して自転車を利用するために、ヘルメット着用と自転車保険加入の啓発をセットでまた継続的に行っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお伺いをいたします。

では続きまして、最後の質問に入ります。家庭生ごみについてでございます。

現代社会で大きな問題となっている、地球全体の平均気温が上昇している現象、いわゆる地球温暖化ですが、台風や豪雨などの異常気象の増加や、それに伴った洪水、地滑りなどの自然災害の被害の拡大など、私たちの身の回りでも様々な影響が出始めております。この地球温暖化は、温室効果ガスの増加が原因で、温室効果ガスには二酸化炭素やメタンなどがあり、中でも二酸化炭素は排出量が多いことから、地球温暖化への影響が大変大きくなっております。

そして、この二酸化炭素排出量に深く関係するのがごみ問題です。別府市は令和4年1月に別府市気候非常事態宣言を発表し、宣言の方針の一つでもあるごみの3Rを推進して、家庭から排出される生ごみの減量化を図るなど、地球温暖化防止に取り組んでおります。

そこでまず、家庭から出る可燃ごみのうち、生ごみが占める割合はどのくらいあるのか、お伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

令和2年12月に別府市における家庭系ごみ・資源物分析調査を実施いたしました。可燃物における厨芥類の割合は、重量比で43.51%を占めております。その内訳といたしましては、調理くずと残飯等が38.68%、未利用食品が4.83%となっております。状況でございます。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。家庭から出る可燃ごみのうち、生ごみの占める割合がこんなに大きいとは大変驚いております。やはりこれは意識をして取り組んでいかなければならないことだと思いますが、それでは私たちが身近でできる生ごみの減量化についてはどのような方法があるか、お伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

家庭から排出される生ごみの大半が、食べ残しや賞味期限切れの食材であり、本来であればごみとならずに済んだものと思われま。生ごみを減らすには、まず買い物の際に買い過ぎないこと、次に食べ残しのないよう、作り過ぎないことが上げられます。

また、生ごみには多くの水分が含まれておりますので、排出のときに水切りをしていただくだけでも、大きな減量効果となるところであります。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。今説明していただいたのは、いわゆる生ごみの3きり運動と呼ばれているものであります。食材を必要な分だけ購入し、無駄なく使い切る使い切り、料理は作り過ぎず、残さず食べ切る食べ切り、そして生ごみの水気を切る水切り、この水切りについては、生ごみの約8割は水分と言われており、水気をしっかりと切って捨てることで、生ごみの量を減らすことができることに加えて、ごみ焼却施設の燃焼効率も上がり、二酸化炭素排出量やごみ処理経費の削減にもつながります。

このように、私たちが身近にできる生ごみの減量化への周知啓発はどのように行っているのか、お伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

これまで市報やケーブルテレビ等の広報媒体を活用しまして、家庭から排出される生ご

みの減量化について周知してきたところではございますが、通常では本市の公式ホームページに、3つの「R」でごみ減量といったタイトルとしまして、ごみの減量化やリサイクル推進の取組について掲載することで啓発を行っているところでございます。

- 6番（重松康宏君）ありがとうございます。広報の仕方も工夫をしながら、今後も私たち一人一人の意識啓発への取組をお願いをいたします。

先ほどの3きり運動については、私も使い切り、食べ切りについては無意識のうちに行っておりましたが、水切りについては実践をしておりませんでしたので、今日から意識をして早速実践をしていきたいと思っております。

また、生ごみの減量化には生ごみ処理機による減量化、たい肥化の方法もあります。別府市では、生ごみ処理機等購入補助事業を平成9年度から25年度まで実施しており、今年度はその事業を復活いたしました。その復活に至った経緯について、お伺いをいたします。

- 生活環境課長（堀 英樹君）お答えいたします。

当事業につきましては、生ごみの減量化という事業目的を一定程度達成したという判断の下で、平成25年度に事業を廃止した経緯がございますが、近年、市民の方から、生ごみ処理機の購入に対する補助の要望が多く寄せられたことから、そしてごみ減量化推進の観点からも、当事業を見直し、再構築し、令和5年度から再開をしているところでございます。

- 6番（重松康宏君）ありがとうございます。先日、市民の方が生ごみ処理機の補助金の申請に行ったけれども、既に予算額に達し終了したとのことで、大変残念がっておられました。いつ予算額に達したのか、またその要因は何なのかを答弁願います。

- 生活環境課長（堀 英樹君）お答えいたします。

本年度はこれまでの購入実績を基に、事業費37万6,000円で電気式17台、非電気式12台を補助予定台数として設定しておりましたが、議員おっしゃるように、本課が予想していた以上にこの補助制度が好評を博し、市民の方の生ごみ処理機の購入が進んだことから、本年9月7日をもって予算額に達したところでございます。

- 6番（重松康宏君）ありがとうございます。半年で予算額に達し、好評を博したこの事業ですが、購入を計画していたけど補助金を受けられなかった方の多くは、来年度に期待をしていると思います。来年度もぜひこの事業を継続して行っていただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。

- 生活環境課長（堀 英樹君）お答えいたします。

生ごみ処理機購入費補助制度につきましては、本市の生ごみ減量のため、来年度も引き続きこの補助制度を継続してまいりたいと考えております。

- 6番（重松康宏君）ありがとうございます。来年度も継続して行っていただくということで、大変にありがとうございます。その際は、購入を希望される全ての方が補助金を受けられるように、今年度よりも予算を大幅に増やして行っていただけますよう、重ねてお願いを申し上げ、本日の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 25番（泉 武弘君）今回も、どうする高齢者・障がい者・子ども対策ということで、同じ質問項目で3回目です。

この中で、実相寺中央公園内に子ども公園を設置したらどうだろうかというのが1番目に来ます。それから太陽の家周辺に、身体障がい者を中心とする障がい者と地域住民の交流施設を造ったらどうだろうか。3点目に、優しいまちづくりというのは一体どう進めればいいのかというのを具体的に議論させていただきたいと思っております。

市長ね、私議員になってちょうど今年37年目なんです。それで、執行部が答弁する中で一番多く使われる言葉が、検討しますってこういう言葉ですね。それでこれがちょっと

強くなって、前向きに検討しますに変わります。この37年間、後ろ向きに検討って言った人はいませんが、実は9月の議会で、带状疱疹ワクチン公費助成の問題を質問しました。市長は、取り組みますとこう言ったんですね。わずか2か月で、約1,000人を超える方々のワクチン接種の公費助成の予算が計上されました。私の記憶の範囲では、災害復旧はいざ知らず、このような通常経費の中でこれだけ短期間に予算計上したというのは、私記憶にないんですね。

これは、私が質問したということが一つの契機なんです。ただ議長をはじめ、議員の皆さん方の熱い思いが市長の気持ちを動かしたのではないかなと、こういう思いがしています。いずれにせよ、私のほうにも多くの問合せがあったと同時に、開業医の皆さん方にも、いつ頃からワクチン接種の公費助成が始まるのかという問合せがかなりきてるようで、既に予約も始まっているようです。いずれにしても、本当にありがとうございました。

なぜそう言うかといいますと、私が選挙前に入院して、まだその後遺症が残ってるんですよ。今月もまだブロック注射に行きますけれども、一旦かかるとなかなか治りにくいというのが、この带状疱疹なんです。もし行政の進め方にスピード違反という言葉があれば、今回の予算計上はスピード違反かなと思うぐらい、早くしていただきました。約1,000人を超える方々が、この带状疱疹ワクチンの公費助成の対象になります。もう本当にこれに対しては高く評価したいと思っています。ありがとうございました。

さて、これは別府市が作った資料ですね、令和3年3月に、第4期障がい者計画、それから第6期障がい者福祉計画、第2期障がい児福祉計画というのが出てます。これをまずどういうふうに分しているかというのを、最初に披瀝した上で質問に入りたいと思っておりますが、障がい者が一番差別を感じたのはどういうときですかというのが一度分析されてるんですね。身体障がい者では、外出をしたときに62%の方が差別を感じた。精神障がい者の皆さんが一番差別を感じたというのは、何と市長、学校、職場なんです。教育長ね、これが実態なんですよ。我々は、障がい者を社会に受け入れてるというふうに感じてるかもしれませんが、障がいのある方々は差別を感じている。

私が、なぜ一番冒頭に37年間という議員活動の議員歴を披瀝したかといいますとね、私は、一番今じくじたる思いなのは、なぜもっと早くこの問題に取り組まなかったのか、という気がしてならない。

それともう一つはね、市長ね、あなたの家の近くに農協の別府リハビリテーションがありますね。横が鉄輪地獄地帯公園ですよ。あの地域の遊具、子どもたちが休みの日は楽しそうな声を上げて、あの滑り台とかトンネルをくぐる。あそこに、なぜ車椅子の子どもとか障がいのある子どもが来てないんだろうか。あそこで遊んでる子どものはしゃぐ声は聞こえても、障がいのある子どもを見ることはほとんどないんですね。それはなぜか、受入れができてないんです。障がいのある子どもが滑り台を滑るときは、身体的機能の障がいがある方は、首の後ろに補助具を当てないと滑れない。トンネルを通るときにも、転落防止をしなきゃ使えないんですね。こういうふうに、我々がふだん使える遊具でも、障がい者の皆さん方は、その遊具すら使えないというのが現状なんです。

そこで最近、インクルーシブ公園、いわゆる障がいがあっても使える遊具を備えた公園設置というのが、全国で今出てます。別府市でも北石垣公園で試験的にもう導入しようという動きになってます。これは大変いいことだと思います。

そこで、今回私が提案するのは、実相寺中央公園の中の散策の森、皆さん方には議会の資料として、タブレットに取り込んでますから御覧になってください。15枚の中の、まず1番目を御覧になってください。

これは実相寺のゴルフの打ちっぱなし場がありますね。あの横に明豊高校のグラウンド、それからずっと降りてきまして、実相寺の中央公園にある体育施設を全部タブレットに落

とし込んでます。ここに、いわゆる障がい者も使えるような子ども公園ができないかというのが今回の提案なんです。

そこで、今別府市を見てますと8,600人近くの方々が障がいがあります。国では、2011年に780万人が、2023年には1,160万人と1.5倍、障害者の数が増えてます。そこで、今この実相寺中央公園と呼ばれる中には、市長ね、もう市長は一番よく御存じですが、サッカー、野球、多目的広場、弓道場、ラグビー場、それからハイパフォーマンスジムといろいろ施設があります。ここを使ってる方が年間に約10万人なんですよ、10万人なんです。それは実際、令和3年度統計でいきますと9万人を超えてます。そこに見学者、応援団を含めると10万人を超えてるといふ、いわゆる体育施設が集中し、多くの利用者が利用できるという施設なんです。

そこで最初にお尋ねしますが、この実相寺中央公園の体育施設は障がい者が使える施設なのかどうか、また、障がいがある人が応援や見学に行ける施設なのかどうか、最初に答弁してください。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

現在、実相寺中央公園内の7施設のうち、軟式野球場であります実相寺球場に段差があり、車椅子の方が1人では通行できない部分がございます。

○25番（泉 武弘君） 観客席はどうですか。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

観客席については、バリアフリーが今遅れているというふうに認識をしております。

○25番（泉 武弘君） サッカー場、多目的広場、野球場、いずれも障がい者は使用しづらい、車椅子は入れません。特にサッカー場はベンチ式になってますが、4段、5段になってます。全く使えないという状況なんですね。今まで、これに注意を払ってこなかった、払わせなかった私にも責任があるということのをさっき、じくじたる思いということで表現しました。

やはりこういうふうに、障がいがあるがゆえに、一般の方が行ける場所にも行けない、これは今の別府市のみならず、日本国内の問題なんですよ。それでは、このように理解していいですか。いわゆる市の公園は176か所ありますね、176か所ある。その中で、車椅子等で公園に行った場合に乗入れができない公園が32か所というふうに聞いてます。それで障がい者が使えない多目的トイレ、これがトイレの数が47ある中で、32のトイレが多目的トイレとして使えないというふうに理解してますが、それでよろしいですか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

車椅子で利用できる多目的トイレについては、47棟トイレが全部ある中で、32棟は車椅子の方も利用できるということになっております。

○25番（泉 武弘君） ごめんなさい、私が数字を間違えました、おっしゃるとおりですね、そのとおりになってます。

それじゃ今、その問題を提起してる、障がいのある子どもたちが使える遊具を備えた公園がこの176か所の中にありますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

現在のところそれはございませんが、今年度北石垣公園の遊具の改修・更新に伴い、一部障がいのある子どもたちが使える遊具の設置ということを実施する予定としております。

○25番（泉 武弘君） 市長ね、先ほど私が実相寺中央公園地域に、いわゆる障がいの有無にかかわらず使える公園を設置したらどうだろうかという提言しましたね。この場所は弓道場があるでしょう、多目的広場の横に。伝統産業会館の真向かいに弓道場があって、亀の井バスがありますね。あの間にあるのが散策の森という森なんですね。今、実相寺中央公園は総面積、区域が14万坪なんです。14万坪の中で利用してるものの区域と利用して

ないものの区域が約半々なんです。その中に民有地があります。民有地等が利用できないために、利用できているのが半分なんです。そして、今回私が問題提起をしてるこの散策の森は約5,000坪あるんですね。近年、あの森は、樹林と言ってもいいです、自然木がかなり残ってます。それで近隣の方から、蚊が発生して困ると、何とかしてほしいというんで、隣接してる住宅街の間に道路を造って、蚊が直接来ないような対策してもらったと。それ以降、全く手つかずの段階なんです。

障がいのある方も使える公園をなぜ造る必要があるのか、それはこういうことなんです。障がいのある子どもは障がいのない子どもと遊ぶことによって、理解できる。障がいのない子どもが障がいのある子どもと遊ぶことによって、お互いの相互理解が深まるんですね。そしてそれがいわゆる成長につながるんです。今、そういう制度が別府の場合、ほとんどないんです。そういうことからして、実相寺の中央公園の中に、まず、障がいのある子どもが使える遊具を備えた子ども公園を設置してはいかがだろうか。

それともう一つは、中央公園の中を利用する、見学に来る、応援に来る方が年間10万人いるんです。ところが食事場所がないんです。今、別府公園の中に喫茶店を造りましたね。これも見て分かるとおおり、もう大変活況を呈しています。10万人が利用しながら食事場所もない、これはいかがなもんだらうかな。確かに管理棟の中にわずかにありますけど、そんなことで追いつくわけありません。

そしてもう一つは、雨が降ってくるとブルーシートを張って、その下で食事をする。近代国家の中でブルーシートの下で子ども、みんなが食事しているという風景はあまり見たくありませんけども、やはり市長、どうでしょうかね、私は子どもたちの将来のため、また、別府市は、先ほど議論の中でも触れましたけども、障がいのある人もない人も安心して暮らせる条例というのをつくりましたよね。それで市長は提案理由で、こどもまんなか社会ということを言われましたね。こういうことからして、子どもの子育て環境、子どもの健全育成、保護者の負担軽減、子どもたちの将来の夢を育むためにも、この中に公園はいかがかなと思ってます。答弁してください。

○市長（長野恭紘君） お答えさせていただきます。

今、議員から御指摘されたことは、私も重く受け止めておりますし、これから先、公共施設だけではなくて世の中全ての、特に建築物に関しては、ソフトもハードもだと思えますけれども、ユニバーサルデザイン、社会をユニバーサルデザインにしていくと、建物だけではなくて。それはこれからの私どもの責務だと思いますし、大きく時代はそういうふうに変わってきているというふうに思いますので、私どもとしてはしっかりとそのユニバーサルデザイン、社会自体をユニバーサルにしていく、インクルーシブにしていくということはしっかりと行っていきたいというふうに思っております。

また、議員から御指摘をいただきました実相寺中央公園、散策広場、私、正確な名前ちょっと分かりませんが、今議員が言われる散策広場等のことについては、実相寺公園全体があれだけ一大スポーツエリアとして市民の皆さんの憩いの場になっている。また、県外からの、市内外から来ていただく方々の憩いの場、スポーツイベントの場というふうになっております。

この件に関して今言われるように、あそこは、駐車場の問題もありますし、あそこでお弁当を食べる場所もなかなかないと。加えて、別府市全体のことから考えてみたときに、インクルーシブ公園、障がいがある人もない人も、特に子どもたちはもちろんでありますけれども、そういう方々が一緒になって遊べるような公園を造っていくというようなことに関しては、私もそういう公園があったらいいなど。できれば屋内もあったらいいんだけどなどというようなことも考えておりましたが、なかなか屋内の件に関してはかなりお金がかかるんで、これは実は別府市以外のいろいろと補助金をもらえるような皆さん方とも協

議をしてきた経緯もありますので、それも実現できればいいなと思ってますが、いずれにしても、今議員から御指摘をいただいたこの憩いの広場の件に関しては、そういうものができるのではないかなというふうな、私も大きい希望を持っておりますので、早速協議に入っていきたいというふうに思います。

- 25番(泉 武弘君) 基本的人権というのがあるんですね。これは憲法で保障されてます。人間は生まれながらにして基本的人権を共有する、障がいがあるとなかろうと基本的人権を持つてると言いながら、実際の社会生活の中においては基本的人権を行使することは難しい、いろんなバリア、いわゆる障壁があるんですね。だから今市長が、ぜひともその問題に取り組むというような表明に私は受け止めましたけども、これが全国に先駆けて、障がいがある人と障がいがない人が交流できるすばらしい施設が別府にできたよ、別府はそういう先駆けなんだよと言われるようなモデル施設にしてほしいなということをお願いしてます。

さて、そういう障がいという問題で欠かせないのが太陽の家なんですね、太陽の家。太陽の家があと2年で創立60周年になります。太陽の家の理念というのは、体に障がいがあっても仕事に障がいはないよ。保護よりも機会を。保護よりも社会参加の機会を与えてほしいというのが願いで、中村裕先生がこの理念に基づいてスタートしたんですね。それで秋山ちえ子さん、それから水上勉さん、太陽の家というのは、水上勉さんが命名をしたんです。それで別府市は、太陽の家が身体障害者福祉モデル都市として全国6か所の中の一つに指定をされた。

しかし市長ね、私これまで太陽の家が果たしてきた身体障がい者の振興、社会参加というものはね、功績はもうあまりにも大きい、こう思ってます。ところがこの反面、行政がそれをどう支援してきたのかということを見るとね、私もやっぱり議会議員として自責の念に駆られます。

今の太陽の家自体を調べましたらね、こうなってるんです。太陽の家の社員、職員、利用者数を調べましたら、太陽の家全体、県内外で1,820名います。そして、県内、日出、杵築、別府で1,400人います。さらに別府だけを見ていきますと718人います。そのうち、この障がいのある人が428人、実は働いているんですね。やはり私は、身体障害者福祉モデル都市という指定を受けたときに、何が目的だったのかということが明記されていますけれども、それは明るい社会の下、地域の皆さん方と交流をし、その身体障がい者の皆さん方のことを理解してもらうことによって、振興策を図る。これがいわゆる太陽の家を設置したときの身体障害者福祉モデル都市の指定理念なんですね。

ところが、現状、市長、見てみますと、太陽の家がありますね。あそこの前は舗装されてます、きれいに舗装されてる。ところが亀川駅の山側の、あそこまでの間の路面というのは非常に劣化してます。これはもう劣化し過ぎてます。なぜこんなこと言えるかって、私車椅子であの地区を2回回ってみた。なかなか車椅子で回ることはできません。

それと、もう一つはトイレの問題です。亀川駅の山側に多目的トイレがあると、太陽の家を中心とする障がい者の皆さん方は車椅子で回遊することができるんですね。それが現状ではなかなか難しいんです。それで車椅子ですから、一般家庭のトイレが使えないんですよ。こういう問題があるんですね。市長、今私が申し上げたような現状について、市長の御意見を聞かせてくれませんか。

- 市長(長野恭紘君) お答えをさせていただきます。

太陽の家の功績、今まで果たしてきた社会的な意義・役割というのは本当に、別府や大分県だけではなくて、日本や世界において非常に大きな貢献をしていただいているというふうに思います。中村裕先生のお話、また今中村裕先生の奥様や息子さん、太陽の家の今理事長の山下理事長からも、様々にいろいろな逸話、エピソードをお聞かせいただいて、



今だから当たり前ですけども、当時はもう本当に障害のある方々の環境というのは本当にひどかったと。心証も非常に悪くて、スポーツすることさえも許されなかったというような、そういう逸話を本当にお聞きしたことがあります。

そういう状況の中で、別府市は本当に太陽の家があるということが今誇りでありますし、障がいがあってもなくても安心して生きていける、生活ができる、そういった地域であるというふうに自負をしておりますが、まだまだ別府市全体、特に今議員御指摘いただいた亀川エリアはたくさん障害のある方がお住まいの地域だということも認識をしております。しっかりと現状把握をして、できる限り早い段階での改善ができるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

- 25番（泉 武弘君）現在の山下理事長まで、脈々と経営理念、設置目的、設置理念が受け継がれてきてるんですね。それで市長も、太陽の家の貢献に依存するところが多かったということを今言われましたけど、私もそのとおりと思ってるんですね。やはり、今から約60年前に、あの太陽の家をなぜ設置したのか、そしてその基本精神は何だったのか、理念は何だったのかということをいま一度立ち返るべきだと思うんです。そして行政が太陽の家を中心とする身体障害者福祉モデル都市として、今何が必要なのか、何をしなければいけないのかということにもう一回立ち返ってほしいなど、こう思ってますし、市長は今そのように、今の私と同じような気持ちを披歴しました。

そこで、一番問題になるのが、太陽の家の皆さん方が、閉鎖社会だけじゃなくて地域と交流をしてということが太陽の家の特徴なんです。障がいがあると、ややもしますと家にひきこもりがちですが、太陽の家の皆さん方は交流をしています。それに地域社会が実は依存してる。その一番最たるものが、大分銀行の太陽の家の支店の問題ですね。あの分大銀行支店があるために、皆さん方はあそこで預金をしたり、払戻しができる。

それともう一つはサンストアですね。太陽の家が経営しているがために、皆さん方は遠方まで買い出し行かなくて、あの施設をむしろ太陽の家から、我々は恩恵を受けているということなんです。

市長、先日予算つけていただきましたね、内籠のコミュニティーセンターのいわゆる横で、障害がある方々が車椅子で健常者と一緒にグラウンドゴルフやゲートボールをやっている。そして、いざトイレを使用したいと思っても、横にある公民館のトイレが多目的ではないために家まで帰らなきゃいけない、という現状がありましたね。これも市長が1,800万円近くの予算をつけていただいて、ほぼ改修が終わってます。このこと自体がね、障がいのある方にしてみると、どれだけ大きいかということなんです。私らの場合は、例えばどうしてもトイレに行きたいというところであれば、個人の住宅でも近くにローソンがあります。ここでも駆け込むことはできますけども、車椅子の方はそれができないんですよ。そういうハンディキャップを持ってる方が、市長もいみじくも言いました、あの地域にたくさんおられる。そういう地域の振興策は、格段の努力をしなければならない、こう思ってる。

そこで、幸いに、太陽の家の横に亀川住宅がありますね、市長。マンションとも思えるほどの立派なエレベーターがついたところがありますけれども、その横に建設した余剰地が約3,200坪あります。3,200坪、いわゆる手つかずの更地があるんですね。それで地域の方や障がいのある方は、一体あれは何に活用するんだろうかという非常に興味を持ってるんですね。私も実は関心持ってます。

そこで市長、これは提案ですけどね。太陽の家があと2年で60周年になる予定です。この機会に、太陽の家、浜田、内籠、古市ですね、このような地域の皆さん方と、あの3,200坪をどのように利活用するのが住民福祉に一番貢献ができるのかという検討委員会をつくる意思はありませんか、どうでしょうか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

あの余剰地に関しては、非常にどうすればいいのかというのは引き続いて庁内では検討を重ねているところであります。一番は、財政的に寄与してもらいたいなという思いはありますが、いろいろと太陽の家の建設、隣地であるという点とか、あそこはもうすぐ近くに医療センターがありますから、そういう医療的なものが集積したようなものもいいんじゃないかというような、随時いろいろな御提案も実はいただいているところもございます。

近隣にお住まいの皆さん方も、あそこはどうしても放置していると雑草等も生えてきますので、その対策も短期的にはしなければいけないし、現在しているところでありますが、今後地域の皆さん方の御意向をしっかりと伺いながら、この土地をどういうふうに関心の合意を得ながら、私どもの市全体にも寄与していただけるようなものになるのかというのは協議していかねばいけないというふうに思っています。

どういう形で地域住民の皆さん方の合意形成を図っていくかというのは、ちょっとまだ決定しておりませんので、この場でなかなか申し上げられませんが、いずれにしてもよく地域住民の皆さん方の意見集約をする場をつくっていききたいというふうに思います。

○25番（泉 武弘君） 先ほど触れましたように、太陽の家が別府市の身体障がい者福祉に対する貢献度というのは計り知れない。これは市長からも同じような答弁いただきました。太陽の家とよく相談をさせていただいて、やはり地域福祉の核となるような活用ができないだろうかという思いをしています。

市長、調査させていただきました。市長もこの事業に対する財源については、かなり調査をされているやに聞いてます。そういう市長が中央とのいろんなパイプを通じて、ここに特段の財源を充当していただいて、うわ、すごいなど。別府市には、ああいう福祉の殿堂ができたよと言われるようなものを残していただきたいなと思っています。

市制100周年を間もなく迎えます。この中で、特筆すべき2人の市長がいます。それは荒金啓治さんです。別府市が、この雨水の少ない時期に、夏枯れ、水道水が枯れないというのは、大分川から水を分けてもらって、別府の水は水がめに入れて、これは荒金啓治さんの功績です。もう一つは、脇鉄一さんですね。いわゆる住民反対運動がある中で、関西汽船を今の観光港に移設しました。こういうふうにやっぱり残した功績というのは、次代まで語り継がれるんですね。

私はこの3,200坪を福祉の核として使うならば、それに匹敵するものだと思います。市長、物すごい自信ありそうですね。どうでしょうね、思い切って、別府市に住んでよかった、別府市が身体障がい者のモデル都市として指定を受けた結果、こんなにも素晴らしい福祉の殿堂ができたよ、福祉の核ができたよ、別府に移り住みたい、別府は住民に優しいまちなんだよ、と言われるような施設にできないかなという強い思いを持っていますが、市長、その含み笑いはかなり自信があると思うんですが、もう一回答弁してください。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

大した自信はないんですけども、こういう、日頃からこういう顔してるんでちょっとなかなか、勘違いさせたのかなというふうに思いますが、先ほど実相寺中央公園の話も出ました。その際にも若干私からもお話をさせていただきましたし、今回、まさに今議員御提案の、市営住宅の集約建て替えにおける空いた残地ですね、ここの活用についても、やはりエリア的に見ても非常にこれは特徴的な施設になるのではないかなというふうに私自身も思っております。

議員言われたように、太陽の家とも、また日本財団さんをはじめ様々な団体ともこの件に関しては、話を随分前からさせていただいております。非常に別府は奇跡のまちというふうに関心のある方から言われて、日本財団をはじめ皆さん方からもそういう御意見をい

ただいてます。その世界の中でも奇跡的な場にふさわしいような、ど有形無形どのようなものになるか分かりませんが、私もさっき言ったように、そういう屋内の施設は欲しいというふうに思ってますが、ただ財政的にどこまで許すかということもやっぱりこれは考えていかなければいけないことでもありますので、今後さらに話し合い、協議を進化をさせて、できれば議員が言われるような、私は自分の名を残すつもりは毛頭ないですし、残らないと思ってますが、ただ別府市の将来の市民の皆さん方が、本当に心の底から喜んで思い切り過ごしていただける、喜んで過ごしていただけるようなものができればいいなというふうに思っておりますので、ぜひこれからも御提言をいただきますようお願いを申し上げますというふうに思います。

- 25番（泉 武弘君） やっぱり、さっきの含み笑いが日本財団でしたね。実は東京サイドの情報の中に、市長は日本財団と接触してるよと、福祉の殿堂に強い意欲を持ってるよというのが漏れ聞こえてきたんですよ。だからあえてお聞きしたんですけど、これも市長ね、ぜひともお願いしておきます。

それでもう一点ね、今、別府市は歩道整備を進めてますね、歩道整備、鶴高通りですね。鶴高通りの横断道路から800メートル、吉弘神社までの間、歩道整備をしています。見違えるみたいになりましたね。本当、ああいうふうに歩道というのは変わっていくもんだなというのを実感しています。近々、光の園保育園からルミエールの入り口まで、ここも歩道整備にかかるやに聞いてます。

これ、僕はもう大変喜んでるんです。市長、覚えてますかね、富士見通りを車椅子の方々がバリアのないということで調査しましたね。あの後、市長が予算つけたんですよ、特別予算つけた。それで今、整備が実施されてるんですけども、いわゆる歩道整備予算ですね、完成年次は8年ぐらいのようなんですけど、令和4年度、5年度と同じ並みに予算枠を取ってほしいなというのが一点ですね。

それともう一点は、先ほど言いました太陽の家の周辺ですね、本当に車椅子の方がいつも散策してるよと言われるように、路面整備をしてほしいと思ってますが、いかがでしょうか。

- 市長（長野恭紘君） 私からお答えさせていただきます。

道路整備については、非常に別府市の道路というのは状況がよくないというのは、市民の皆さん方から日常的に苦情をいただいております。本当に予算を今まで十分つけてきたつもりではありましたが、なかなかこれだけたくさん道路を国、県の補助金のルールにのっかって、できるだけ自己負担というか自分たちの持ち出す金額が少ない状況でやっていけたら、これは市民への財政負担も少ないということで、それは今も変わりませんが、それに加えて、福祉のサービスの見直し等もさせていただきました。

見直しをした後に、結局それは見直しをされたけれども、結局、ほかのサービスにしっかり充当されてないじゃないかというふうに言われないように、目に見える形で皆さん方が実感していただけるような形で、この道路予算をかなり増額をして、皆さん方から御意見を伺って、障がい当事者の皆さん方からも御意見を伺って、随分段差をはじめバリアの解消に努めてきたというのが今までの経緯であります。

今後においても、できる限りそこに予算を多く割いて、皆さん方が本当に環境がよくなったと実感していただけるように、これからも取り組んでいくということはしっかりと約束をさせていただきたいというふうに思います。

- 25番（泉 武弘君） 今日、実は当日車椅子で視察調査をした人が来る予定になってましたけど、病気になって来れませんでしたけど、ぜひとも過年度並みに予算配分を市長にお願いしてほしいということでした。今の市長の気持ちを聞いて、来年度以降も住む人に優しいまちづくりというのは継続されるなということで、確信をいたしました。ありがとうございます

ざいました。

さて、ここまでは市長と笑って話げできました。これからお互い角を突き合わす場面が出るかと思ひますが、住みやすいまち、これ一体どういふことなのか。市長ね、9月3日から市政だよりを配り始めたんですね。今回4万枚です、4万世帯。つい先日までにお配りしたのが、正確に言ひますと3万9,126世帯に配りました。やっぱり年でしょうか、ちょっときついなと思ふようになりました。3万枚だったら鼻歌でも配れるなと思ひてますが、やっぱ4万枚ってなるとちょっときついなと思ひてます。

と同時に、この市内を歩いて一番感じるのは、どうして住宅や集合住宅に段差があるんだろう。市長の家、たしか2段か3段ありましたね。市長は、帰るときに鼻歌交じりでとんとんと上がるでしょう。あの階段が、年を重ねるごとに重い階段になってくるんです。それでこの問題について、過ぐる日、建設部の渡邊次長に、何とかできないだろうかかって言ったら、渡邊次長が、それは別府市無理ですよ、扇山から丘陵地帯で海に傾斜があるからと、こう言われたんですね。その答えにどうしても納得できなくて、今回配るときに見ました。その見たものをタブレットの中に落とし込んでますから、見てください。

市長ね、私が一番問題にしているのはこういうことなんですよ。確かに別府市は扇山から傾斜があつて海に続ひてます。どうしても階段を造らなければ、家が造れないということも理解できます。しかし、大部分は階段を造らなくてスロープにしても、家ができるんですよ。それをあえて階段にしてるんですね。それで、今市長はどの場面を見てるか分かりませんが、集合住宅の写真をタブレットに入れてますね。集合住宅は判で押したように、全部階段があります。そしてスロープがないんですよ。それはどういうことを意味してるかということ、車椅子の利用者の皆さん、あなた方はこれには対象にならないんですよということを最初から示しているようなものなんです。なぜこういうまちなんだろう、なぜ誰もが使えるような集合住宅でないんだろうか、ということに大きな疑念を抱いているわけですね。

そこで具体的にお尋ねします。これは教育委員会ですか。町内公民館110の中で、段差や傾斜等のない施設が22.7%、玄関には、ほとんど公民館は靴脱ぎがあつて段差があります。これが約80%段差がある。それで車椅子対応の、車椅子のまま公民館に入れるのがわずか17%しかありません。車椅子で使える公民館はわずか17%しかないんです。教育委員会、この現状をどのように考えてますか。

○教育部長（古本昭彦君） お答えいたします。

町内公民館につきましては、管理運営は組織します町内で行ふものと考えております。これに伴ひまして、私どもといたしましては、令和4年度にそういう改修につきましては補助金の補助割合をアップしまして対応させていただいております。

その結果、昨年度はフローリングを含めまして10件の部分で御利用いただき、フローリング化、トイレの様式化などが行われておりますので、今後ともこの制度を御利用いただきまして、支援を進めていきたいと考えております。

○25番（泉 武弘君） 思つたとおりの答弁ですね。

じゃあ、部長教えてください。これまで公民館長会議などでどのような要請をしましたか。

○教育部長（古本昭彦君） お答えいたします。

直接、今回の制度についての御説明はさせていただいておりませんが、今回改正しましたこの制度を御利用いただくということで御案内をさせていただいているところでございます。

○25番（泉 武弘君） それが嫌なんです。ともに生きる条例、さっき言つたでしょう、障がいのある方もない方も訪れる方も住む人も、安心・安全に住めるまちをつくりましょう

というのが、別府市の進むべきまちの方向なんです。公民館長会議の中で、こういうふうな条例があるんですよ、だから皆さん方は段差、傾斜、和式トイレ、こういうものについては改善していただかなきゃいけないんですよという説明をなぜしないんだろうか、それが不思議でならない。2014年4月1日から合理的配慮、いわゆる財政的負担にならない、また人員配置等もできる、こういうものを合理的配慮と言ってますが、民間の集合住宅、民間の施設、こういうものも全て段差、傾斜をなくさなければいけないという法律が改正され4月1日施行になります。

町内、部長ね、教育長ね。町内公民館というのは地域住民活動の拠点なんです、拠点になる。もし有事の場合、災害があったときに、皆さん方が身を寄せるところは公民館になる。そのときに、車椅子のある方だけは来れませんって言えますか。それは、先ほど言った基本的人権に違反してるんじゃないですかって言うてるの。

要するに、そういうふうに公民館が利用できないということが分かっているながら、その協力を町内にお願ひしないというのは、それを追認してることになる。部長、早急に公民館長会議でも自治委員会でも教育委員会として出て、別府市はこういうまちなんです、24年に障害者差別解消法改正でこういうふうにしなきゃいけないんですよというように説明を行う意思がありますか、どうですか。

○教育部長（古本昭彦君） お答えいたします。

この件につきましては、毎年各町内公民館に増改築等の意向調査を行っております。その場を通じまして、この制度につきましても周知を図りたいと考えております。

○25番（泉 武弘君） 調査じゃなくて、行政はこういうまちづくりを進めるんですよ、だから皆さん方も別府市のともに生きる条例に沿った公民館の設営をお願いしますよという働きかけが必要だと私は言うてるの。意向調査ではないの。皆さん方が、そういうまちをつくるという強い決意がなかったら何十年たっても同じでしょうが。私が言うてるのはそこなの。過去にやってこなかったからって責めてるんじゃないよ。あなたたちは、今後こういう人に優しいまちづくりをどうするかということを、決意を聞いているの。今の答弁だったら、あと10年たって私議会にいるかどうか分からないけれども、聞いてもまた同じこと。

さて、建設部にお聞きします。集合住宅の問題ですね。今、タブレットに落としてるの、見ていただきましたか。ああいう集合住宅は、車椅子等を、もう最初から拒否してるんです。裏から表から全部見ました。どこもスロープがないんです。階段がある。これは差別じゃないんですか。

○建設部次長（渡邊克己君） お答えいたします。

建物を建築する際には、工事をする前にその計画が建築基準法関係規定に適合するものであることについて、確認申請書の提出を求めています。それから、確認済みの交付を受けなければならないというふうなことになってます。その際に、一定の規模以上の共同住宅であれば、関係規定となりますバリアフリー法、それから大分県条例の基準に適合していることの審査を行っております。

また、6月議会で提言をいただいた別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例に基づきまして、規模に限らず、民間の共同住宅が障害のある人にとって必要とされる整備が促進されますよう、段差解消などの整備基準を作成しまして、別府市の技術的な助言として、県内の民間確認検査機関へも協力の依頼を行ったところでございます。

○25番（泉 武弘君） 市長ね、ここでも思いは共有できたらいいと思うんですが、私はこう考えてるんですよ。今までの建築構造的に、段差とか傾斜とか和式トイレがありました。これについて、できるだけ合理的・財政的負担が重くならない程度で改善して皆さん方が使いやすいような、いわゆる都市形成をしましょうというのが今までの法律なんです。私はもう一歩進んで、2024年4月1日から合理的配慮の民間の義務化がされました。

そこで市長ね、一番問題なのはここなんです。宅地造成をしますね、宅地造成の中で、傾斜、段差、こういうものがあつたその上に家が乗るわけですから、必然的に段差、傾斜があるんです。それから大規模開発ですね、大規模開発の中で傾斜、段差が最初からあればそこに家が乗っかるわけです。私が一番重く見てるのは、建築確認審査、開発の事前協議、宅造法の適用、ここらのときに別府市はこういうまちなんですよ、だから段差、段差や傾斜をなるべく少なくしてくださいよ、段差の代わりにスロープにしてくださいよというような指導ができると、年間500件を超す新築の戸建て、共同住宅が必然的に段差からスロープに変わっていくんです。これを市長ね、やる以外に私は本当に新しいまちづくりはできないと思ってるんです。

この前、楠銀天街のアーケードを解体しますとね、予算つけました。市長は新しいまちづくりをするって言いましたよ。このまちづくりの中で、高齢者が占める割合を配慮しないまちづくりはないんですね。南部地域は特に高齢化が進みます。こういうふうに行政は能動的に、いや、あなたのほうが出してる建築確認だけでも、この段差が本当に必要なんですか、階段が本当に必要なんですか、というようなお願い、指導・助言ができると市長ね、全く違ったまちづくりができると思うんですけど、それを督励する気持ちは市長にありますか。どうですか。

○市長（長野恭紘君） ではお答えをさせていただきます。

議員が御提言を以前していただいて以降、先ほど次長からも答弁させていただいたとおり、建築確認申請等、市が関われる状況の中で、段階で、民間の団体にも、その部分に関しては別府市の意思としてともに生きる条例がありますから、ぜひそういうものに関しては協力してくださいということを申し上げてきました。

しかしながら、恐らく議員の言われるのは、もっと強く、あるいは条例等にも載せてはどうかというようなことであるのかなというふうに理解をしております。私は個人的に思うに、特に民間の共同住宅辺りは、世の中がもう当たり前になってますから、それは当たり前であると同時に、ビジネスチャンスでもあるというふうに思います。ですから、これは民間事業者の皆さん方も、私どももそこは努力をしますが、やはりそこは付加価値になるということも理解していただいて、ぜひ協力をしていただきたいと、今の段階ではそういうふうに思ってますし、今後それを、施工費用のどの程度どっちにすれば、例えばスロープにしたときと、階段にしたときと、私はちょっとそこら辺の施工費のところまでは詳しく分かりませんが、いずれにしても財産の侵害、施工費が上がれば、入居費用等にも反映されるというようなことが当然あると思いますので、そういったところは鑑みなければいけないなというふうに思ってますが、ただ、別府市の意思としてはもう既に表明しているつもりでありましたけれども、より一層そういうまちであるということはしっかりお伝えをしていきたいというふうに思います。

○25番（泉 武弘君） 今の市長が、行政の長としての考えを披瀝したんですね。私、そのとおりだと思ってます。これ市長ね、一つ問題は、今の都市計画課の人員配置ではそれに専任できるスタッフがいないんですよ。何回言ってもいないんです。そこらの人員の配置については、次年度格段の配慮をしてやってほしいと思ってます。これ要望しておきます。

そして、南部の振興策を、市長はアーケードを解体した後つくといいましたけれども、これはやっぱり高齢者に特段の配慮をしたまちづくりを、特に意を用いていただきたいなと思ってます。

さて、前回と今回、また同じような質問の項目でしました。今回は実相寺に子ども公園設置、それから亀川住宅横3,200坪に、福祉を核とした施設という問題、そして3点目に優しいまちづくりということで、より民間に、別府市のともに生きる条例に沿った建築をしてほしいという要望をさせていただきました。大変、市長自身が積極的な答弁をしてい

ただいて、取り組む決意を示していただいたということには大変高く評価しています。

残り、今年も少なくなりました。本当に議会では、もう泉さえ質問しなかったら幸せもいっぱいだなと思う気持ちがあるかもしれませんが、こういう意見もたまには必要だと思ってます。市長、1年間お疲れさまでした。職員の皆様もお疲れさまでした。今年正月ゆっくり休んで、また鋭気を養って、あごの力を強くして、3月議会には今までかつてないぐらいの論戦を繰り広げてみたいと思います。

それから、傍聴席には今日、多くの方が見えていただいています。ありがとうございました。さらに新聞にも、今日の広告を出してました。テレビを視聴していただきました皆さんにもお礼申し上げます。

そして、行く年が無事に送れるように、迫り来る新しい年が、皆さんにとって幸せ多い年になりますことを祈念して、3分26秒も余して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤信康君） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了いたしました。明日16日から18日までの3日間は、休日及び事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は19日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、明日16日から18日までの3日間は休日及び事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は19日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時28分 散会

